立命館大学大学院文学研究科
博士論文審査要旨

小林琢自

『フッサール現象学における理性的構築について』

学位の種類　博士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　谷　徹
副査　加國尚志
副査　榊原哲也

論文内容の要旨

本論文は、フッサール現象学における「構築」（Aufbauおよび Konstruktion）と、それの対概念である「解体」（Abbauおよび Destruktion）の概念を中心にして、フッサール現象学の特徴と可能性を明らかにしようとするものである。そのために、こうした概念を重視したディルタイ、ハイデガー、シュッツの思想が、フッサールの思想に対比される。この対比はまた、フッサール現象学の展開――すなわち、（1）学問論、（2）静態的現象学と発生的現象学、（3）動機づけ――を示すものともなっており、この作業を経て、最終的に、フッサールがとりわけ晩年に構想していた歴史の目的論的考察の意味を理解するための基礎概念が獲得される。

第一章で、著者は、ディルタイの「構築」（Aufbau）の概念に注目する。そのために、フッサールとディルタイの個人的な関係から説き起こしつつ、その哲学的な立場の相違と、この概念の共有とを明らかにしていく。両者において「学問」体系を樹立するという構想は共有されるが、その他方で、フッサールでは「超越論的意識」による学問体系の構築、ディルタイでは「歴史的意識」による学問体系の構築という差異がある。この共有と相違の生じる経緯が示される。

第二章で、著者は、やはりこの概念に深く関わるハイデガーの「構築」および「解体」の概念に注目する。そして、フッサールとハイデガーの個人的関係から出発して、その哲学的な立場の相違と、概念の共有を明らかにしていく。ここでは、とりわけ初期ハイデガーが、歴史的に伝承されてきた、しかし起源から逸脱してしまった諸概念の（現象学的）「解体」という考え方を形成した経緯が示される。また他方で、フッサールにおける静態的現象学の「構成」概念が示され、さらに静態的現象学から発生的現象学への展開に伴う、経験の構成における上層の「解体」という考え方が形成された経緯が示される。そして、フッサールとハイデガーの「解体」あるいは「破壊」に関する従来の解釈に疑義が示され、その修正が求められるとともに、新たな解釈が示される。

第三章で、著者は、シュッツにおける「構築」の概念に注目して、やはり、フッサールとシュッツの個人的関係を示し、さらに両者の相違と共有を明らかにする。ここでは、シュッツがヴェーバー的な理解社会学の基礎づけ（構築）を試みるなかで展開した「動機づけ」の概念に注目される。そして、経験の意味づけ方をめぐって、シュッツの「動機づけ」（「目的動機連関」と「理性動機連関」）に依拠しつつ、フッサール的な歴史の目的論という捉え方を理解するための基礎概念が引き出される。

論文審査の結果の要旨

総じて哲学において、どのような「隠喩系」を用いるかは、看過できない意味をもつ。たとえば「光」や「視覚」の隠喩系は、現在、大きく問題視されている。他方、「構築」や「解体・破壊」といった建築に関係する隠喩系も問い直されねばならない。これは、とりわけ近代以後、多用されてきたものであり、そしてカントの「理性の建築術」（『純粋理性批判』）においてひとつの頂点を見ることになった。そこでは（ある意味で時間を超えたものに関わる）「理性」による学問の構築が目指され、逆に（時間的なものに関わる）「歴史」が軽視されている。このことに対して賛同的・批判的に、ディルタイ、フッサール、ハイデガー、シュッツといった人々がこの概念を用いつつ、思索を展開している。つまり、ここに登場する建築的諸概念のもとで、理念的なものやアプリオリなものと事実的なものやアポステリオリなものとの関係が問い直されるのである。こうした重要な、しかし十分に検討されていない概念に注目したのは、本論文の卓越した着眼点である。実際、本論文は、構築概念そのものをいわば柔軟化しつつ、現代において理性による（時間を超えた）学問の構築をめざしたフッサールのなかに、（時間と関わる）歴史の目的論という発想を新たに解釈するための（やはり建築的比喩を用いれば）「基礎」を確保しようとするのである。

基本的な議論の流れのみを抜き出せば、初期フッサールの学問論の強い建築的性格に対して、ディルタイの歴史的意識における（いくらか柔らかい）構築が対比される。次に、ハイデガーの歴史的な諸概念の「解体」が問題にされるが、しかし他方で、フッサールの経験の分析のなかにノエシス―ノエマ構造の下の発生が見いだされる。さらに、この下層を発掘する作業としてフッサール的「解体」が取り上げられ、これとハイデガーとの異同が明らかにされる。さらに、シュッツの理解社会学の基礎づけ（構築）のなかから、動機づけという柔軟な概念が取り出されて、これによるフッサールの歴史哲学の新たな解釈の可能性が示唆される。

本論文では、着眼点が適切であるのみならず、細部の研究――とりわけ哲学者同士の交流の軌跡の研究――も十分に注意深くなされており、それは、それぞれの哲学者の専門的研究者にとっても興味深くまた資料的にも大いに有益である。他方、著者自身の哲学的な考察の展開に関しては、主査・副査からいくつかの質問が出された。これに対して著者は、研究に一定程度の不足部分があることを認めつつも真摯に答え、そうした答えは基本的に十分なものであった。

副査（加國）は、次のように評価している。本論文は、「構築」（Aufbau）あるいは「解体」（Abbau）という概念を手がかりに、ディルタイ、ハイデガー、シュッツとフッサールとの思想的関係を、歴史的記録文献と哲学的著作の双方に目を配りながら、20世紀前半のドイツでの現象学運動のドキュメントを作り上げようとする試みとして評価できる。比較的最近になって公刊された *Husserliana Dokumente* の往復書簡 を対象にした研究である点は先駆的な試みと言えそうであるし、ディルタイやハイデガー、シュッツなどフッサールの思想に何らかの関与をした人々の文献も精査され、一個の思想形成研究としてユニークな論点を持つ論文であると言うことができる。こうした地道な研究が結局はフッサール研究の進展につながるのであって、個人の思想形成をその交友関係や師弟関係から解き明かそうとする試みは、言わば哲学の議論が闘わされ、思想が新たに登場してくる歴史的・社会的な場をあぶり出すことになるのである。それは単に哲学を哲学者の個人的な事情や彼が生活上関わった社会的な場に矮小化するものではなく、哲学で用いられ

る概念の歴史的状況に制約された面を明らかにすることにより、その概念の正確な解釈を示唆するという利点を持っている。

その意味で、本論文は、20世紀の代表的な哲学である現象学が解釈学や実存哲学、社会学とどのような学問的な関わりを持ち、それらをただ否定してしまうのではなく、むしろそうした哲学との対話から20世紀を代表する哲学にまで成長して行ったかということを明らかにしていると見ることができる。本論文の研究上の意義は、概念形成や思想形成をめぐって往復書簡のような資料を駆使しながら、哲学が形成されて行くドキュメントをなしているという点にある。

とりわけ、ディルタイとフッサールの思想的応答とフッサールの思想形成の過程をとらえた第一章は、綿密な文献読解をもとに、フッサールのディルタイへの批判とその引き受け方を丹念に追っている。両者の間にあった「構築」（Aufbau）概念の相違を追いながら、フッサールの現象学がディルタイと異なり、いかなる意味で解釈学に対して「超越論的」な哲学のスタンスを守ろうとしていたのかが、フッサールのディルタイ批判から読み取られるのである。

また、加國は、資料の使い方の問題、フッサールとディルタイにおける「アプリオリ」の捉え方の問題（とりわけ「歴史的アプリオリ」）、「基礎づけ」概念の多義性の問題、「領域存在論」の時代的位置づけの問題、「記述心理学」に対するブレンターノの影響の問題を指摘した。さらに、フッサールとハイデガーの関係に関連して、そしてまた現象学と解釈学の関係に関連して、ヨルクとの関係を論じるべきと指摘した。さらにフッサールとシュッツの関係においては、新カント学派に依拠するヴェーバーに対して、シュッツがベルクソンやフッサール（の時間論）を重視したことの意味をさらに明らかにすべきと指摘した。

これらをつうじて加國は、「以上のように、まだ多くの議論の余地を残してはいるが、ディルタイ、ハイデガー、シュッツとフッサールとの、個人的な交流なども視野に収めた理論的交流のドキュメントとして本研究は先駆的な価値を有しているし、本研究によって示唆された様々な論点については、今後の研究によってそれが十分に展開されていくことが期待される。」との評価を与えた。

また副査（榊原）は、本論文全体に対して「本論文は、フッサールにおける「構築Aufbau」という概念を、ディルタイ、ハイデガー、シュッツの「構築Aufbau」あるいは「解体Abbau」をめぐる思索と照らし合わせることで、「フッサール現象学における歴史考察の可能性とその固有性を際立たせようとする」論文（3頁、63頁）である。フッサールのみならず、彼とかかわりのあったディルタイ、ハイデガー、シュッツのテクストにも目を配り、これら哲学者たち相互の交流の事実をも踏まえ、よく勉強したことが伺える。またシュッツとフッサールとの比較研究は、先行研究が少ないだけに、興味深く、大きな意義を有するものだと判断される。」との評価を与えた。

その他方で、哲学的な考察においていくつか問題があることを指摘して、試問において、それらを問うた。具体的には、ディルタイとフッサールにおける「構築」（Aufbau）の概念の具体的使用例の提示、ハイデガーにおける「現象学的方法」のなかでの「解体」の位置づけの問題、フッサールにおける「動機づけ」が含む「自由」に関して受動的な成分の意義の問題（「目的論」のいわば内部構造の問題）などを、詳細に指摘した。（議論がきわめて詳細なので、ここでは省略する）。

しかし、こうした問題の指摘に対する著者の答えは、基本的に十分と言えるレベルのものであった。また、欠落していた部分についても、今後の研究に十分期待できるものであった。

以上から、本論文は、フッサール現象学の研究に優れた貢献をなしており、博士課程における研究として博士の学位授与に値すると、審査委員は一致して評価した。

試験または学力の確認の結果の要旨

論文の公開審査は、二〇〇七年六月三十日、午前一〇時から約二時間、立命館大学衣笠キャンパスの末川記念会館第二会議室にて行なわれた。傍聴者は十名であった。申請者・小林琢自については、入学時の学力試験、これまでに発表した論文（『立命館哲学』に三篇を発表）などから、十分な学力を備えていることが明らかであり、かつまた、入学時の外国語試験、入学後の外国語文献の講読、入学後に手がけた外国語論文の翻訳、本論文における外国語文献の引用などから、十分な外国語能力を備えていることも明らかである。

以上の点と、本論文の評価をあわせて総合的に判断し、本学学位規程第十八条第一項により、申請者に博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

王　銘宇

『A Comparative Study of Word Formation between English and Chinese』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇六年九月二十五日
審査委員
主査　川口能久
副査　児玉徳美
副査　佐野まさき
中文礎雄

論文内容の要旨

申請論文は、英語と中国語の語形成の比較研究である。語形成規則を考察することにより、両言語の構造上の異同を明らかにするとともに、形態素（morpheme）とは何か、語（word）とは何か、形態素の結合を扱う形態論（morphology）と語の配列を扱う統語論（syntax）の関連などについて言語構造の分析法を究明しようとするものである。

第1章の序論では、英語に比べ中国語が明確な形態標識に欠け、歴史的経過の中で多くの言語単位が単音節から双音節に変化し、詞と字と語、あるいは句（フレーズ）の区別がしばしば困難になっていることを研究の出発点としている。次に研究対象としては、英語と中国語の語形成には品詞転換・借用・混成などを含む多様な種類があり、それぞれ独自の規則が働いているが、両言語の語形成のうち規則性および生産性の高い

複合語化と接辞化を中心に考察するとして、その範囲を定めている。

第2章は形態素を扱っている。英語では自由形態素（free morpheme; 語）と拘束形態素（bound morpheme; 接辞）が明確に区別され、それぞれ複合語と派生語を形成している。（ただし接辞と同じ拘束形でも借用語である*para-*, *tele-* などは生産性がかなり高く特定の語類に付いて語に近い意味を有しており、拘束語根形態素と呼べる。）他方、中国語では自由形態素と拘束形態素（あるいは接辞と語根と語）の境界があいまいである。例えば「員」「子」は語、拘束語根形態素、派生接辞のいずれにも用いられる。そこで本論文は形態素の分類として、他の要素との結合において形態素の位置が「順不同」か「順固定」かの2つに大別し、さらに前者を「自由語根形態素（free root morpheme）」と「拘束語根形態素（bound root morpheme）」に、後者を「典型的接辞（typical affix）」と「半接辞（semi-affix）」にそれぞれ下位区分している。

形態素の結合した複合語としては、(i)語＋語、(ii)語＋拘束語根形態素、(iii)拘束語根形態素＋語、(iv)拘束語根形態素＋拘束語根形態素の4種類が存在することになる。英語は(i)が圧倒的に多いのに対して、中国語では(ii)—(iv)が絶対的多数を占める。

第3章は複合語化を論じている。複合語は2つ（以上）の語または拘束語根形態素が結合し、そのうち一方の要素が主要部（H(ead)）、他方が修飾部（M(odifier)）とみなされる。通例、英語は統語上の依存関係において右側主要部規則が適用され、ほとんどの複合語がMHの語順（順序）をとっている。これに対して、中国語の複合語は数の上でHMとMHが共存し、そのほかにHHも数多く存在し、主要部がとる位置は多様に分かれている。

英語では語と語をつないで句や文を作る段階では一般に主要部が前置するのに対して、複合語の構成素においては主要部が後置する。それゆえ統語論と形態論とを明確に区別することが可能である。一方中国語では、句や文の段階でも、複合語を作る段階でも、主要部前置と主要部後置の語順が共存しているため、統語論と形態論の区別が不明確であり、句と複合語との境界もあいまいである。

複合語と句を区別する基準として、(i)強勢の違い、(ii)意味の特殊化の有無、(iii)構成素間の不可分性、の3つが通例設定され、この基準は英語には有効である。しかし中国語には例外が多く、必ずしもうまく適用されない。中国語では複合語固有の強勢パタンがないため(i)は基準とならず、(ii)や(iii)が複合語らしさを生み出している。(iii)においても特定の要素が複合語の構成素の間に介在することがあり、構成素間が可分なものと不可分なものとの区別が明瞭でないものを含む連続体をなしている。

第4章は特に複合動詞をとりあげ、複合語化をさらに詳述している。英語では数の上で複合名詞と複合形容詞が多く、複合動詞が少ない。しかし中国語はそれと逆で複合動詞が最も多く、その構成も複雑である。中国語は第3章でみたように、統語上の依存関係において複合語固有の構造が見出せない。例えば2つの動詞からなる複合動詞は統語（範疇）上HHの依存関係をもつが、意味上の依存関係としてはHH（「防守」など）、MH（「打開」など）、HM（「避妊」など）に分類される。ここでは、意味上のHHは同義の動詞を重ね、意味上のMHは「様態／動作＋結果を表す動作／状態」の語順をとり、意味上のHMは「動作＋目的語」の語順をとっている。中国語においては外見上の統語特性だけでなく、内容上の意味特性を考慮してはじめて複合語の実態に迫ることができるのである。

第5章は接辞化（派生）を扱っている。英語の派生語は、語全体の意味を変える接頭辞と語全体の品詞を変える接尾辞による厳格な規則によって成り立っている。他方、中国語では接辞は数の上で少ないが、何を

接辞と呼ぶか規定上の難しさがある。本論文は、接辞を語形成接辞（「子」、「化」など）と文法的接辞（「了」、「着」など）とに分ける伝統的分類法に反対する。文法的接辞と伝統的に言われているものは特定の語類のすべてと結合し安定した意味を有しており、接辞というよりむしろ機能語であると本論文ではみなす。語形成上の接辞は第2章でみたように、典型的接辞と半接辞の2種類に分かれる。典型的接辞は語根としての原義をほとんど失い、音調や語類指示などのため付加されて、それから構成される語は化石化しており派生語と呼ばれる。半接辞のほうは英語の接辞の機能に似て固定した意味を有し、中国語として新しいが生産性も高く、それから構成される語はたとえ派生語と呼ばれるにしても、複合語との区別は必ずしも明らかではない。

最後の第6章では、これまでに論じた主張を要約し、今後の新たな課題を提示している。これまでの章は従来の言語学では説明しきれない中国語の複雑さを英語との対比で考察してきた。その複雑さは特に、(i)語形成における形態素の規定、(ii)文における語順と複合語における構成素順序、(iii)依存関係、この3領域にみられた。こうした複雑さを生んだ原因は、中国語が品詞などの統語特性を前提としながらも、意味（あるいは概念）を中心に組み立てられていることによる。その結果、中国語は形式と意味の対応関係が英語や日本語などと異なることになる。

中国語は方言による違いが大きく、南と北では互いに通じにくいとされるが、これは単に国土が広いためではない。むしろ長い歴史の中で文法規則において重要な役割を果たしてきた意味が多様な解釈を生み出し、形式と意味の間に方言による食い違いをもたらしたためと考えられる。

今後の課題として形態論と統語論にわたって意味が形式にどのように反映し、意味と形式とがどのように相互規定しているかを探っていく必要がある。これに関する道具立てとして写像一貫性の原則（つまり現実世界での出来事の順序が言語表現の語順に反映されるという認知原則）が示唆されている。

論文審査の結果の要旨

申請論文の公開審査は、二〇〇六年十二月二十一日午後四時三〇分より六時一五分まで末川記念会館第三会議室で行われた。はじめに申請者が一五分ほど論文の要旨を説明し、その後質疑応答がなされた。審査委員四名の合議による総合所見を以下に述べる。

第1章での問題提起、第2章以下の章立て、最終章でのまとめや今後の課題に向けての立論の仕方は適切である。今日の言語学において中国語の分析は必ずしも十分でない現状にあるだけに、本論文は、中国語が独自の言語構造をもち従来の言語学の道具立てが不十分であることを説得的に論証していると評価できる。第6章で出された、意味を軸にした写像一貫性の原則は詳しくは展開されていないが、今後の課題である形態論と文構造のより詳しい研究にとって意味論からの突破口になると考えられる。

本論文の課題であり、第6章で示された中国語の複雑さの(i)—(iii)は十分に実証されている。複雑さの原因そのものが言語学的に十分説明されたわけではないが、従来分析されてきた諸言語に比べて中国語が特異な構造を有し、その構造がいかに複雑であるかが浮き彫りにされている。資料は申請者自身の例のほかに『現代漢語詞典』（*Modern Chinese Dictionary*）を主な拠り所として相当な数に上っており、それらを適切に分かりやすく分類している。それゆえ中国語の実態を理解する上でもきわめて重要である。

どの章も英語と中国語を対比しているが、中国語への言及が英語より多くなっている。これは中国語の複雑さに対して未解決の問題が今日多

く残っているためと考えられる。中国語の複雑さとして例えば「来人」は複合語として「来た人」を意味するが、句として「人を呼ぶ」も意味する。本論文は前者の類のみを扱っているが、このように同じ語が異なる意味をもつ場合も併せて語形成を論ずる必要があるという指摘が審査委員の一人からあった。このような多義性を考慮していくと、形態論と統語論の境界はさらに複雑になると思われる。

英文で書かれた本論文は細部で文法やスペリングに若干の間違いがみられたが、全体として達意の文章である。

公開審査会は申請者にとって外国語である日本語でなされたが、申請者は審査委員や参加者の質問に的確に答え、本論文で主張されていることの妥当性を説得的に示したと認められる。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は立命館大学大学院文学研究科博士課程後期課程に在学中に、本論文の一部または他のテーマについての論文を大学内外の学術雑誌に公表している。また、当審査委員会は学位申請者が博士学位に相応しい学力の所持者であると認めた。当審査委員会は、以上の諸点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学・立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

一三〇

源　城　政　好

『京都文化の伝播と地域社会』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年九月十四日
審査委員
主査　川　嶋　將　生
副査　杉　橋　隆　夫
副査　村　井　康　彦

論文内容の要旨

提出論文『京都文化の伝播と地域社会』は、天皇を頂点とする公家社会が、連綿として築き継承してきた都の文化が、対立しあう側面を持ちつつも、地域社会にどのように伝播していったのか、その具体相を室町・戦国期に中心的視点を据えて検証し、かつそれを受容する地域社会の基盤について考察したものである。本論文の構成は以下の通りである。

第Ⅰ部「地域社会の躍動」は、第1章「東寺領上桂庄における領主権確立過程について―伝領とその相論―」、第2章「山間庄園の生活―山城国禅定寺とその周辺―」、第3章「近江国河上庄の変遷」から成るが、山城国上桂庄・山城国宇治田原庄・近江国河上庄を素材に、在地における権益を守るために闘う人びと、在地支配に腐心する領主層の動向などを考察したものである。

第1章では、鎌倉・南北朝期における東寺領山城国上桂庄の伝領をめぐる、複雑かつ長期にわたる相論の整理検討を通じて、東寺および在地

の動向を分析した章である。上桂庄下司職の系譜を明らかにするとともに、本家職を足がかりとして、領家職だけではなく下司職といった所職までも吸収することにより、一円的な領主権を掌握するというコースがあったことなどを明らかにした。第2章は、従来、検討されることがなかった禅定寺領宇治田原庄を素材に、11世紀初頭の東大寺別当平崇上人による禅定寺への所領寄進に始まる禅定寺領宇治田原庄の成立、庄民による禅定寺への鋳鐘銭の寄進、禅定寺寄人と隣庄である木幡庄民の争いにおける銭貨奪取などの検討を通じ、13世紀後半から14世紀には、すでに山間庄園内においても貨幣経済の浸透が見られたことなどを明らかにする。そして第3章は、16世紀初頭に作成されたと考えられる近江国河上庄地頭廿五房田数帳の分析を通じて、杣山を庄域にもつ平等院領河上庄が、領家方、地頭方に下地中分されるも、その後、中分実態が変化してゆくこと、河上庄地頭方が足利義満による延暦寺大講堂への寄進後、山徒一揆中の番頭制組織による庄園支配が行われたことなどを考察し、延暦寺の庄園支配には、供僧による支配体制とは違った類型があったことなどを提示する。

第Ⅱ部「公武の文芸交流」は本論文の中核を成す部分で、第1章「小京都―領国文化論」、第2章「地方武士の文芸享受―文化と経済の交換―」、第3章「三条西家における家業の成立」、第4章「商圏都市堺と南蛮文化」、第5章「本阿弥光悦と鷹ケ峰村」と、「実隆と『平等院修造勧進帳』」・「光悦蒔絵」・「『吉備大臣入唐絵巻』流転の一コマ」の3付論からなる。地域社会と都、あるいは公武の文化交流についてその具体相を論じ、文化の伝播の経緯について明らかにしようとした部である。

第1章は、周防の大内氏、土佐の一条氏、越前の朝倉氏による都の文化の摂取について考察し、戦国大名をはじめとする地方武士は、領国支配のための進取性とは本質的に相容れない公家的なものへの指向性という自己矛盾を内包しており、その武士層の自己矛盾こそが、都の文化を積極的に摂取する素地となっていたことを詳論する。第2章・第3章は、いずれも三条西実隆に視点を据え、彼ら公家と地方武士の関わり、連歌師宗祇との交遊、若狭国守護武田氏の重臣粟屋親栄との親交の分析とそのことが持つ意義、家業として三条西家が歌および和学の家として公武から認知されてゆく過程などを論じている。なお史料紹介としての「実隆と『平等院修造勧進帳』」を付論とする。第4章は、一漁村にすぎなかった堺が商業都市へと脱皮し、日明貿易を契機として堺商人が海外へと活動を展開したが、その結果として異国文化の日本への流入が急激に促進され、また宣教師による積極的な布教活動が祭具の需要拡大をもたらし、それが桃山漆工芸に大きな影響を与えたことなど、南蛮模様を施した国内漆器など南蛮漆器出現の過程を論じる。第5章は、近世初頭の京都近郊に所在した光悦村の盛衰について分析した章である。従来、光悦村は光悦町古図を素材に論じられてきた。本章では林羅山の「鷹峯記」、灰屋紹益の随筆、鹿苑寺と光悦村との堺相論の検証を通じ、光悦の意図した芸術村は計画途上で頓挫して農村化が急速に進んだとしてその衰亡の過程を考察し、光悦町古図は、光悦が意図した完成予想の町の様、もしくは屋敷割り計画図であったことを明らかにする。なお付論Ⅰは、光悦蒔絵出現の背景を論じ、付論Ⅱは、美術品が所有者を移動する具体的な経緯を、新史料を紹介し明らかにしたものである。

第Ⅲ部「被差別民衆の諸相」は、第1章「洛中洛外図に見える河原者村について」、第2章「牛馬皮と鹿皮―卑賤観のあり方の相違をめぐって―」、第3章「散所の諸相」、史料紹介「丹後の河原巻物史料について」から成る。

第1章は、17世紀初頭製作の高津本洛中洛外図屏風に描かれた河原者の集住地に着目し、それが近世の天部村であることを論証するとともに、

被差別民生活を視覚的に検証する絵画資料として、きわめて重要な位置を占めることを明らかにする。また第2章は、鹿皮白皮の製造販売をめぐる被差別民同士の権益争いを素材に、従来、皮革製造一般で語られていた卑賤観につき、牛馬皮と鹿皮という相違する皮革の種類が、それを製造する集団に対しても卑賤視が相違して現れていることを実証した章であり、第3章は、相国寺領柳原散所・御霊社東西散所や北畠散所・桜町散所の声聞師たちの中世における禁裏や公家邸における芸能活動の検証を通じて、声聞師間のネットワークの存在の可能性などを指摘した章である。また延宝七年（一六七九）「近江国滋賀郡本堅田村検地帳」および元禄十一年（一六九八）「江州滋賀郡本堅田村明細帳」の分析を通して、近江堅田における声聞師とその後裔と推測される陰陽師たちについて分析する。なお史料紹介「丹後の河原巻物史料について」は、宮津市・日吉神社蔵「屠者由緒記」と伊根町本庄に伝わる「河原細工由緒記」を紹介したものである。

第Ⅳ部「乱世に生きた人びと」は、室町・戦国期の個人・集団をどのように叙述するかを試みた部で、第1章「近衛政家と在地の土豪・岡屋六郎」は、摂関近衛政家と、勢力の伸張をはかろうとして地下衆の反発を受け挫折した土豪岡屋六郎の対照的な生きざまを検討した章。第2章「足利義昭」は、室町幕府最後の将軍と信長との関係を中心に、その行動を分析している。第3章「真木嶋昭光―流浪将軍義昭を支え続けた側近―」は、将軍足利義昭を最後まで支えた近臣真木嶋昭光について論じたもので、熊本藩細川家蔵『先祖附』を紹介することにより、従来、不明であった昭光の生涯の一端を明らかにした章である。なお付録「三手文庫書籍目録〔翻刻〕」は、賀茂別雷神社に存在する三手文庫について、幕末期の文庫の蔵書内容を記録した書籍目録を翻刻したものである。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇七年七月七日午後一時より末川記念会館第三会議室において、公開で行われた（傍聴者二名）。審査員三名の合議による総合所見を以下に述べる。

申請論文は、都の文化が、対立しあう側面を持ちつつも、地域社会にどのように伝播していったのかとの問題関心に基づき、主に中世後期から近世までを視野に入れてその実態の分析を試みたものである。それはまた、戦後の日本中世史研究をリードされた林屋辰三郎氏が、今後の日本史研究の重要な視点として提唱された地方史・女性史・部落史研究のうち、女性史研究を除く部分で実践した研究といってよかろう。

第Ⅰ部第1章の上桂庄に関する論文が、上桂庄研究の基礎となる先駆的業績であったのをはじめとして、第Ⅰ部に収められた諸研究は、いずれもその後の当該研究の出発点となったものであり、また第Ⅲ部に収められた、例えば「洛中洛外図に見える河原者村」は、公表された直後から大きな反響をよぶなど、のちの研究の基礎を築いた業績が多く含まれる。

申請者は、市立の博物館・資料館などで学芸課長・館長を勤め、歴史研究のいわば現場で、長年、研究を蓄積してきた。それが申請者をして、モノに密着し、モノの歴史とその時代の歴史とを合わせて解釈する研究方法を築かせたものと考えられる。第Ⅰ部で見られるような基礎的でかつ先駆的な業績、あるいは本申請論文中にも収められている数々の新史料の発見とその公表、あるいは付論として収められている光悦蒔絵や南蛮漆器に関する論文など、いずれも歴史研究の現場で、モノと密着した研究のなかから生まれてきたものといってよかろう。誠に学界に寄与するところは大である。

反面、申請者は、申請題目に関連する研究諸業績への目配りはきわめ

て周到でありながら、申請者による分析結果、あるいは主張が、それら関連諸業績といかに切り結ぶのか、学説的整理や議論の所在が十分でない部分も幾つかみられた。各論文を一書として編まれるに当たって、補注等により、今日的時点での申請者による学説的整理を行えば、一層、内容が深められたものと考えられる。申請論文の中核ともいうべき第Ⅱ部において、特にその感が強いのが惜しまれる。あるいは第Ⅰ部の諸論文においても、地域的・空間的問題の考察が加えられれば、それらの庄園の特質がさらに鮮明になったであろうこと、またたとえ文化史に関する研究であったとしても、政治史的課題との関連のなかで解釈することにより、一層の議論の深まりが期待できたことなど、今後に課題を残した部分もある。なお「小京都」などの用語使用に対する慎重な態度も望まれるところであった。

試験または学力確認の結果の要旨

申請論文については、いまだまとまった書評は出されていないが、「論文審査の結果の要旨」においても触れたように、収録された諸論文には公表された段階で多くの反響をよび、また議論も出されて、その評価は高い。また今回の申請論文には含まれていないが、申請題目に関連する新史料を紹介した他の業績も多い。

申請論文に引用された漢文史料（中国古文）の読解は正確であり、漢籍への理解も相当に認められる。また審査委員会に提出された英文要約は正確である。

審査委員会は、これらの点から関連科目・外国語等に関する学力の十分な保有者であることを認め、本学学位規程第二十五条第一項に基づき、学力確認に必要な試問の全部を免除した。

審査委員会は、以上の諸点を総合的に判断して、申請論文は本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

千　羨　幸

『弥生文化成立期における韓半島と西日本との地域間関係
――縄文時代晩期～弥生時代早期の土器を中心に――』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　和　田　晴　吾
副査　矢　野　健　一
副査　武　末　純　一

論文内容の要旨

本論は、縄文時代晩期から弥生時代早期（弥生時代前期に先立つ水田稲作受容期）の土器編年について、特に、西日本の縄文時代晩期前半の孔列土器と晩期後半の突帯文土器について考察するとともに、この時期に併行する韓半島無文土器時代早期・前期・中期についての土器編年を行い、両者の影響関係とその特色について議論したものである。孔列土器については韓半島との関係が常に問題になってきたが、日本での分布状況と編年的位置づけを再検討し、日本での分布の主体となる山陰地方と九州地方はそれぞれ韓半島の異なる地域と関係があることを示した。また、突帯文土器については、韓国の突帯文土器とは無関係とみる見解が強い中で、両者が一時期併行関係にあることを指摘し、無関係とは考えられないことを指摘した。ただし、このような両者の影響関係は個別的かつ偶発的なもので縄文社会に対して深刻な影響を与えていないことを、弥生文化成立期の文化要素の伝播との比較から論じた。

本論は六章から構成される。

第一章「これまでの研究成果と問題認識」では、当該期の韓半島と西日本との併行関係についての研究状況について、最近問題になっている放射性炭素年代の研究成果を含めて概観し、韓国の新石器時代終末から無文土器時代前期の間に介在する時間的間隙を問題にする。そのためには、両地域の土器編年を行い、併行関係を確立する必要があると説く。弥生文化成立の解釈に際して、従来とは異なる観点として、これまでは韓半島との関係を九州地方に限定して問題にしてきたが、西日本全体を対象にして議論を行い、従来看過されてきた現象を問題にする必要性を説く。また、弥生文化成立期の文化的影響関係とそれ以前の縄文時代晩期の文化的影響関係を比較することによって、それぞれの特徴と文化的影響関係の変化を把握できると説く。

第二章「韓半島無文土器時代の早期・前期・中期の研究」では、韓半島の当該期の土器について、住居址の形態差などにも留意しながら前期を三期に区分する筆者独自の編年観に沿って、突帯文土器の消長を「中西部」「湖西」「南江」の三地域を中心に述べる。韓国の無文土器時代前期は「可楽洞式」「駅三洞式」「欣岩里式」の三者に分類されているが、この三者の序列については諸説ある。論者はこの三者は時間的前後関係におかれるというよりも、それぞれが系統をもって比率を変えながら共伴すると考えている。その結果、特に「南江」「湖西」地域が含まれる韓半島南部では、突帯文土器が孔列土器と併存しつつ、一部は前期終末まで残存すると論じる。

第三章「縄文時代晩期中葉の孔列土器」では、日本では九州地方と山陰地方の孔列土器は孔列の施文手法から見て地域的に独自性を保ってい

ることを指摘する。施文手法とは、孔の貫通の有無、貫通しない孔の突出の有無などで、九州地方は南部と東南部に外面から刺突した非貫通のものが多く、山陰地方では内面から刺突した非貫通のものが多いことを指摘する。また、山陰地方のものは縄文時代晩期黒川式古段階に出現し、九州地方のものは黒川式新段階に出現することから、山陰地方のものが九州地方のものよりも古いことを論じる。山陰地方の孔列土器と共通する施文手法を有する土器は韓国東南岸地域に見られ、九州地方のものと共通するものは、明確に指摘しがたいものの、湖南地域との関係が想定しやすいと述べる。

第四章「縄文時代晩期後葉の刻目突帯文土器」では、浅鉢の突帯が深鉢に転化したとする日本での刻目突帯文土器自生説を問題にし、浅鉢にもとづく独自の検証作業を行った結果、刻目突帯という要素の出現が中部瀬戸内地方に求められるという定説的理解を追認しつつも刻目突帯の祖形とされたある種の浅鉢（B2類）の突帯よりも古く深鉢の刻目突帯が成立していると考えられるため、刻目突帯文自生説を否定する。そのうえで、これより古い孔列土器の併行関係を手がかりに、日本における刻目突帯文土器の成立期を韓国無文土器時代前期終末（Ⅲ期後半）に比定する。この時期にも、韓国では南部（南江流域）に突帯文土器が残存しており、併行関係があることを指摘する。そのうえで、施文手法と他の文様にも一部類似が認められることを根拠に、土器の組成には共通点はないものの、文様要素としてのみ、日本における刻目突帯文土器の成立に際して、わずかではあるが韓半島からの影響を考慮する必要があることを論じる。

第五章「弥生文化成立期の外的文化要素」では、丹塗磨研土器、支石墓などの墓制、石包丁などの大陸系磨製石器からみて、韓国南部の嶺南地方、特に南江流域との関係が強いことを論じる。中でも、丹塗磨研土器については、日韓の資料を集成し、韓国に共通する特徴を有するものと日本で在地化したものとに分類して分析し、日本で出土する丹塗磨研土器のうち韓国と共通する特徴を有するものは韓国南部、特に南江流域に多く見られ、西北九州を含めた北部九州各地に、南江流域から同時に伝播したと推定している。つまり、この時期に韓国南部から北部九州各地に同時にそれぞれ小規模の集団が移動したと推定している。

第六章「韓半島と西日本との地域間関係の変遷」では、以上の議論を包括し、二重口縁土器を加えて当該期の韓半島と西日本との併行関係を整理したうえで、孔列土器と突帯文土器については、ごく少数の集団が日本に偶発的に渡来し、それぞれの地域で個別的な影響を与えたと結論付ける。いずれも文様要素のみが影響を与えたにすぎないが、これに後出する弥生文化成立期の丹塗磨研土器、墓制、大陸系磨製石器については、それらがセットになってもたらされていることから、弥生文化成立期のこのような文化要素の伝播に果たした集団の移住の規模はそれ以前よりも格段に大きいことを想定しうる点、大きく異なる、と結論付ける。

論文審査の結果の要旨

審査は二〇〇七年七月七日（土）一〇時～一二時、末川記念会館第三会議室にて行われた。傍聴者は五名である。

本論は、各章ごとのそれぞれのテーマが基礎的な編年研究をもとにして論じられており、研究の分量自体がかなり多い。しかも、韓国と日本それぞれの編年研究に精通しており、同一研究者が両国の資料を実見して研究したものとしては、他を圧倒する点、高く評価できるとする見解が各委員から示された。特に、韓国における新石器時代と無文土器時代との間の間隙について、日本との併行関係からその間隙を埋めて説明した点は高く評価できる。また、弥生文化成立期に関して、土器の影響関

係の表われ方という観点から、通時的に分析した視点はユニークで、日本においても韓国においても新たな視点として評価できる。

特に、孔列土器についての編年研究は、日本、韓国の該当資料をくまなく分析しており、最も評価の高かった部分である。この点を、日韓の併行関係の軸にすえて、両者の併行関係を精密に論じただけではなく、従来、漠然と日本と韓国の総体的な比較にとどまっていた影響関係の比較において、それぞれの地域を細分して、個別地域相互の関係を問題にした点は、分析のレベルを一歩進めたことになる。

また、弥生文化成立期の丹塗磨研土器の分析も、同様の観点から細分された地域の関係を問題にしており、孔列土器と比較して考察することにより、両者の違いが鮮明に描出されている。このことにより、弥生文化成立期の様相が従来より具体的に示されている。

ただし、韓国の土器編年の方法が日本とは異質である点（特に同時性の判断の根拠となる一括遺物の評価方法）は、より踏み込んで問題にしてよいという意見が強かった。この問題は両国の考古学研究の歴史的背景に基づくもので、簡単に解決できない問題ではあるが、論者にはその点を期待しうる。また、突帯文土器の成立について、孔列土器を含めて問題にし、日韓の併行関係に関する議論を精密化した点は評価できるが、影響関係については、納得しがたいとする意見が各委員から共通して提起された。この点について、論者は日本の研究者から最も抵抗を受ける部分であることを自覚しており、少なくとも今後の議論の論点として提起したかったと述べた。また、弥生文化成立期において韓国の南江流域の影響を強調するとしても、その影響をどの程度の人間集団の移住と見てよいかどうかは、より慎重な議論が必要であることが指摘された。

以上の点が指摘されたが、同一研究者が縄文時代から弥生時代にかけての時期の土器編年を日韓の資料を駆使して、両地域の編年に基づき、併行関係を構築し、当該期の文化的影響関係の変化を描出し、弥生文化成立期の具体的な特色を明らかにした点は高く評価できる。よって、博士学位授与にふさわしいと判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の第二章は韓国語で発表された論文二本をまとめたもので、第三章は日本語で発表された論文一本のうちの一部を含む。審査にあたっては、審査委員の試問に対し、日本語で的確に応答し、英文要旨も的確であった。よって、博士学位にふさわしい語学力を備えていると判断した。

本審査委員会は、学位請求論文の内容、論文審査の結果、およびその他、学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

村上　昇

『土器編年研究から見た縄文時代草創期における地域性の変化とその評価』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　和田晴吾
副査　矢野健一
副査　大塚達朗

論文内容の要旨

本論は、縄文時代草創期の隆起線文土器・爪形文土器・多縄文土器の編年を全国的に整理し、その編年観に沿って、地域性の変化を描出し、そこから定住性の高まりを見出そうとしたものである。特に、資料の豊富な南九州地方、関東地方、東北地方を中心に地域的な編年を組み立て、他の地域の資料も加えて、西日本については五期、東日本については八期に区分し、両者の時期的関係を考察し、全国的な編年網を構築している。爪形文土器については、これがある時期の主体になるのか、多縄文土器と併行するのか、という点について議論があるが、本論では「厚手爪形文土器」に着目し、これが九州地方から東北地方まで分布することから、爪形文土器のみが分布する時期を設定している。

本論は五章から構成されている。

第一章「縄文時代草創期の土器編年研究の現状と課題」では、当該期の土器編年に関する研究史を概観し、特に、爪形文土器が主体となる時期が存在するか否かについて、再検討が必要であると述べる。また、従来は遺跡ごとの出土状況にもとづいた資料の抽出が不十分であったため、遺跡相互の資料の比較検討のみならず、遺跡内の地点差に留意することによって、編年を再検討する必要を論じている。

第二章「日本列島西部における縄文時代草創期の土器編年」では、まず、南九州地方の諸遺跡における当該期の土器の出土状況に基づき、南九州の地域編年を行っている。その結果、南九州全体を大きく四段階に区分するとともに、各時期を細分し、全体を十六の時期に細分している。その後、北部九州地方から本州地方西部の該期の土器を五段階に区分し、最古段階は南九州地方に欠落していることを指摘する。問題となるのは隆起線文土器と爪形文土器との関係であるが、これについては、本州地方の厚手爪形文土器の影響で、九州地方一円に爪形文土器が出現することを論じている。また、北部九州地方の隆起線文土器の底部形態について、丸底という従来の認識に誤りがあり、平底であることを指摘している。

第三章「日本列島東部における隆起線文土器の編年」では、まず、関東地方を三地域に区分し、それぞれの地域の隆起線文土器の編年を行っている。このとき、各地域の中で遺跡が密集する遺跡群の中で、遺跡により土器の様相に違いがあること、さらに遺跡における地点別の様相の差もそれと矛盾しないことを分析し、施文手法の違いから全体を四つの時期に区分する。この時期区分が中部地方や東北地方でも遺跡ごとの様相の差から裏付けられることを論じ、この四時期区分によって、日本列島東部の編年を行っている。また、山形県火箱岩洞穴出土の当該期の土器を詳しく分析している。

第四章「日本列島東部における爪形文土器以降の様相」では、爪形文

土器と多縄文土器とが併行するか否か、という点に力点をおき、論争の発端となった埼玉県宮林遺跡の当該期の資料を分析するとともに、関東地方・中部地方・東北地方の他遺跡の土器との比較から、爪形文土器を「厚手」と「薄手」に分類し、前者が後者よりも古いことを論じている。また、この厚手爪形文土器が東北地方から九州地方まで広く分布することを指摘するとともに、薄手爪形文土器と多縄文土器との関係についても、遺跡間の比較から、前者が後者より古いとみなしている。

第五章「日本列島東西の土器の併行関係と地域性変化に対する評価」では、隆起線文土器は当初から複数の系統が認められるものの、共通性が強く、しだいに地域性が顕著になり、地域分化の様相がうかがえると論じている。ところが、これに続く厚手爪形文土器の段階でふたたび、共通性が強くなり、その後、再び、各地域の地域性が強まる、という地域性の変化が認められると結論づける。厚手爪形文土器の段階はヤンガードリアス期の一時的な寒冷化の時期に相当するとみなし、定住化の方向が一時的寒冷化によって中断するものの、総体的には地域分化の方向が定住化の強化を意味すると、結論づける。

論文審査の結果の要旨

審査は二〇〇七年七月八日（日）一〇時～一二時、末川記念会館第三会議室にて行われた。傍聴者は五名である。

本論は、広域におよぶ資料を実見しながら調査し、広域的な編年を出土資料に基づいて構築した点に意義がある。これまでの当該期の研究は、広域的な編年研究と地域的な編年研究が十分に有機的な関係で秩序づけられていないきらいがあったが、この点については本論に見るべき点がある。特に、遺跡ごとの出土状況の検討を詳細に行うとともに、遺跡間の比較を行い、短い時間のまとまりのある資料を抽出する手法は考古学の手法としてオーソドックスではあるが、従来の研究では広域編年においても、地域編年においても当該期の研究において十分に試みられてこなかったきらいがある。この点、特に、南九州地方の編年で示されたように、徹底的に時期を細分する手法は、分析のレベルを一歩進めた点、評価しうる。

ただし、地域的編年については、大枠については、すでに議論の俎上にあがっていた部分が多く、論者の独自性は、その議論の当否を実際の出土資料に即して検討し、また、編年を精密化するという点にある。したがって、論者は、編年の大枠については、従来の議論を実際の出土資料の検討によって検証する点に力点をおいている。しかし、この点について、退けた説に対して、より意識的にかつより徹底的に多様な視点から反論を加えるべきだとする意見が強かった。すなわち、たとえば、異系統と見なされることのある土器を論者は異系統とみなさずに編年に組み込んでいるのだが、異系統と見なしていない理由が十分明らかにされていない点が問題視され、議論を回避しているという批判が出された。

また、分類した土器相互の先後関係の決定に重点をおき、その分類相互の関係が系統的に連続するのか否かという点に関する議論が希薄な部分が目につく点も批判された。草創期全体にわたって出土資料を調査し、それを系統付けるのが大変な作業ではあるものの、より踏み込んだ説明を必要とするという意見が出された。さらに、本論は集成を意図したものではないにせよ、特に東日本の爪形文土器について、網羅できていない資料が少なくない点が指摘された。本論で扱われていない資料の存在が論旨に本質的に影響しないにせよ、この点に関する不備が指摘された。

地域性の評価についても、現象面の把握が妥当であるとしても、定住化と結びつけるには、旧石器時代や縄文時代全般との比較の上になされる必要があり、議論が楽観的にすぎるという意見が強かった。また、当

該期の地理的、文化的な把握を行う上で、「日本列島」「東アジア」という概念の意味について、内省的な考察を加えて欲しいという意見もあった。

以上のように、本論は今後の課題を残すものの、各審査委員は論者の能力から判断して、今後の研究で発展させうるとみなした。当該期の研究は、研究者が多くなく、論者が意図した地域編年に基づいた広域編年は今後の研究の方向をみすえると、一定の意義を有する。指摘された問題点についても、広域的な研究自体が少ないという当該期の研究状況からみてやむを得ない面もある。特に、東西日本の併行関係を厚手爪形文土器の分布を軸に、論じた点は新しい視点であり、これを手がかりにして、当該期の地域性変化に関して論じた点は、今後の議論の土台として有効であると評価できる。よって、本論を学位授与に値するものと判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の第二章の一部、第三章の一部、第四章の一部は学術雑誌に公刊されている。審査にあたっては、審査委員の試問に対し、的確に応答した。論文要旨を英語で執筆していることに加え、英語での学会発表を行っている他、ロシア語で執筆した調査報告もあるため、語学力については博士学位にふさわしい能力があると判断した。

本審査委員会は、学位請求論文の内容、論文審査の結果、およびその他、学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

外山秀一

『遺跡の環境復原
——微地形分析、花粉分析、プラント・オパール分析とその応用——』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年九月十四日
審査委員
主査　吉越昭久
副査　片平博文
副査　和田晴吾

論文内容の要旨

本論文は、日本各地の遺跡をフィールドとし、その地層を用いてその微地形分析を行い、さらにその地層の中に含まれる花粉やプラント・オパールを分析することによって、環境復原を行い、自然と人間の相互関係を究明しようとしたものである。その結果、縄文時代あるいは弥生時代以降の遺跡とその周辺地域における時代ごとの人間活動に関係する自然環境が、適確に復原され、以下に記すいくつかの興味ある結論を得た。導かれた結論は、申請者による多くの実証研究により得られた事実から導かれたものであるが、その結論は先学の膨大な研究成果からもその妥当性が確認されている。

論文は次の五つの章から構成されている。それぞれの章の主な要旨は以下の通りである。

第1章は、「自然環境と人間活動の歴史」で、先学の研究をレビュー

した上で、遺跡をとりまく自然環境と人間生活の状況をとらえ、集落の立地環境や生業について整理している。特に、これらの整理から作成された、「縄文農耕論の系譜」に関する図は、年代を縦軸に分野を横軸に据えてわかりやすく示されている。さらに、従来の縄文農耕論の系譜をたどり古植物学の成果に基づいて農耕の存在を明らかにし、地理学を中心として考古学や古植物学などの学際的研究の重要性を指摘している。また近年になって、植物の利用が縄文時代の生業の中でいかなる位置を占めていたかについて、具体的に考察できる段階になったことにも触れている。さらに、縄文時代の遺跡から出土した主要な動植物遺体を整理して当時の食を復元するとともに、食料獲得の方法や栽培についても検討を加えている。

第2章は、「研究の視点と方法」であり、研究に総合的な把握が必要であることを説き、研究の手法について詳細に示している。そして、なぜ遺跡を研究対象にしたかについても触れられている。これらについては、「遺跡の立地環境の復原」の研究手法を示すフロー図をみると明快に示されている。他に、従来、地層のサンプリングについては等間隔で行われることが多かったが、この問題点を指摘して、環境変化を的確に把握することができる方法を提案している。さらに、考察の中心をなすプラント・オパール分析が、これまでは稲作農耕の諸問題を探る上で有効な手段だと考えられてきたが、遺跡の環境復原にも有効であることを示した。特に、微地形分析に基づいて、詳細な地層の区分ごとにサンプリングして、花粉分析、プラント・オパール分析を行おうとする方法は、諸外国においてはほとんどみられないオリジナリティーの高いものであるとしている。

以上の第1章・第2章に基づいて、第3章・第4章において各地の遺跡の事例研究が展開されている。

第3章は、「人間の活動と遺跡の環境」で、縄文時代の発展とドングリベルト、地形環境と土地条件、微地形と土地利用、遺跡の環境と植物の利用について、日本全域・青森県・山梨県・静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・香川県・福岡県などの事例から明快に分析している。第1節では、中部地方の縄文文化の発展の基盤に、ドングリベルトの存在が密接にかかわっているという見解を示した。第2節の地形環境と土地条件では、弥生時代以降の土地条件の不安定な時期が少なくとも三時期あることをつきとめている。さらに中世になって人為的な要因が環境変化に強くあらわれ（これは文献などからも確認されるが）、不安定な時期の四つ目として加えることができる。このような沖積平野における土地条件の変化は、当時の地形環境の変化を検討する上で、重要な位置を占めることを明らかにしている。また第3節では、農業的土地利用の変化や、同一地表面での土地利用の違いが微地形や地層の堆積状況と関連していることを、京都大学構内遺跡や大阪府の池島・福万寺遺跡などの事例で明らかにしている。さらに、第4節でも、いくつかの遺跡を事例に取り上げているが、その一つである大阪府の狭山池の堤体堆積物のように人為的な対象についても、本論文の手法が堤体の構造やその改修、周辺の土地利用などを明らかにする上で、有効な手段になることを示した。

第4章は、「沖積平野の形成と遺跡の環境」で、宮崎平野・湖東平野・高松平野・甲府盆地・砺波平野を事例に、平野の形成と遺跡の環境復原を論じており、ここでもプラント・オパール分析などの手法の有効性が証明されている。第1節の宮崎県の大淀川下流平野では、地形の形成過程と遺跡の立地環境をもとに、平野の古環境を四時期に分けて復原し、その変遷過程を明らかにしている。第2節の滋賀県の野洲川下流平野の遺跡では、土地利用が不安定になった時期や、特に16世紀以降の土地利用を明らかにしている。目を山地部にまで転じて、自然堤防の形成

を論じるなど全流域的な視点も導入している。第3節の高松平野では、現存する最古の田図「弘福寺領讃岐国山田郡田図」の比定地の調査結果をもとに、土地条件の変化と土地利用を検討した結果、田図の記載内容に関する知見を得ている。例えば、「佐布田」は従来湿田であると考えられてきたが、プラント・オパール分析の結果からは、必ずしも湿地ではなく、むしろ低地ととらえるべきではないかという結論がだされている。第4節では、甲府盆地の地形環境と人間活動の検討の結果、土地条件と居住地との関係を明らかにした。小河川の氾濫によって形成された微地形の分布と人々の居住・生業などとの関わりが明らかにされている。第5節の砺波平野では、旧庄川の洪水の影響を受けて微高地などの地形が形成され、集落立地や耕地との関係を論じている。その結果、黒土層は三つに分類され、この地域に分布するのが黒ボクとそれが土壌化したものであることを示し、砺波平野の土地利用を説明している。

第5章は、「弥生時代以降の自然環境の変化と人間の活動」であり、第3章・第4章を総括して、環境変化と人間活動とのかかわりについて時期ごとに論じた、考察にあたる章である。申請者は、弥生時代以降の自然環境の変化と土地の開発状況を踏まえて、後述するように四つの画期を想定している。自然環境の変化に対応した一～三期までの平野の開発と、四期の人間の積極的な自然環境へのインパクトが大きくなる時期には明瞭な違いがみられることを示した。人間活動の画期の背景には、こうした自然環境の変化があり、気候環境や地形環境の変化などいくつかの要因が重なった時に、土地の開発に直接的な影響を与えたとみられる、と結論づけている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、遺跡の環境復原を微地形分析、花粉分析、プラント・オパール分析などの手法で行い、自然環境と人間活動との関係を明らかにしたものである。一〇〇〇以上もの既往論文・報告書や著者のこれまで行ってきた多くの研究成果をもとに、結論として自然環境の変化には人間活動が大きく関わっていることを明瞭に示した点で、極めて高い評価を与えられるであろう。とりわけ前述の四つの画期に関する結果に大きな成果があった。

具体的に示すと、第一の画期は弥生時代前期末から中期初頭にかけてであり、この時期には段丘の形成、洪水の多発、三角州の拡大などがあり、氾濫原などは不安定な土地条件に置かれた時期である。第二の画期は、弥生時代後期から古墳時代前期であり、この時期には地表面の凹凸が埋積され土地は平坦化したし、三角州の拡大、土地の安定化があり、特に三角州への水田化が拡大した。第三の画期は、古代末期でこの時期には、段丘の形成、自然堤防・天井川の形成、三角州の拡大などがあり、不安定な土地条件ながら、農業技術の向上がみられ、土地利用が多様化していった。第四の画期は、中世後半から近世初頭であり、この時期には気温の冷涼化がみられ、人為的に植生・地形改変がさかんに行われた。その結果、土地条件は不安定になり、気候的にはよい条件ではないながら新田開発や商品作物が栽培されるようになった。この結果は、大変説得力があり、学界でも高い評価が与えられるであろう。今後、歴史学などからの検証がおこなわれればより確度の高い説になろう。

申請者がこの論文作成で用いた手法のうち、とりわけプラント・オパール分析は、農耕の起源などを追求するには大変好都合なものであった。しかも、申請者はこの分析のエキスパートになることによって、多くの遺跡調査の機会を得て、実績を積んでいったことが研究の質を高めたと考える。これまでの研究において環境復原を行う場合には、主として花粉分析が用いられてきた。しかし、花粉分析は安定した湿潤な環境にお

いて有効であるが、万能な方法ではない。申請者はこの限界を認識した上で、プラント・オパール分析を中心に据え、花粉分析を含めてその他の手法を総合的に用いて判断したことで、オリジナリティーを高めたといえる。

また、本論文には、大変多くの図表が示され論文の理解を助ける工夫がされている。特に、研究や方法に関するフローを示す図は大変優れたものであり、研究の質を一段高めることに寄与していると考える。

なお、以下の点は、本論文の課題として指摘しておきたい。まず、先学の研究史についてであるが、日本の文献は丹念にレビューしているが、海外の文献が少ないように思われる。この点は、やや物足りなさを感じるところである。また、多くの事例をもとに詳細な検討がなされているが、ある程度の広がりをもった地域ごとの特性をみいだそうとする視点があるとよかったのではないだろうか。特に第5章において地域的な特色や差異が意識されていれば、その結論はさらに厚みを増したように思われる。また第5章では、四つの画期に全面的に焦点を合わせてより深く追求すれば、完成度が高まったのではないかと考える。しかし、これらの諸課題も、本論文の全体の価値を落とすものではない。

本論文を構成するもとの論文の多くは、既に学会誌などにおいて発表され、いずれも高い評価を得ている。また、本論文が刊行されてから、いくつかの学会誌にこの書評が掲載されたが、それらをみると地理学以外の分野からも高い評価をもらっている。特に、自然環境を人間活動と有機的に関連させている点で、本論文は単なる環境決定論ではないとする評価は、これはまさに他分野からの正当な評価であり、現在の地理学が到達した水準としても誇り得るものである。

このように、視点・手法・考察・結論などの質から判断して、本論文は極めて優れたものであることは三名の審査委員が共通して認めるところである。

試験または学力確認の結果の要旨

博士学位申請論文の公開審査は、二〇〇七年七月七日（土）一四時～一六時まで、修学館第一共同研究会室において、傍聴者八名の出席を得て行われた。この審査における質疑に関する答えは的確であり、学力に関して問題となるところは全くない。また、語学力については、論文およびこれまでの執筆論文の要約や、引用・参考文献での使用状況から判断して、博士にふさわしい語学力を備えていると考えられる。これらのことから審査委員会は、本学学位規程第二十五条第一項に基づき、学力確認に必要な試問の全部を免除した。

当審査委員会は、以上の点から総合的に判断して、本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

赤　石（河角）直　美

『近代日本における棚田の開発と災害への適応』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇六年九月二十五日
審査委員
主査　吉　越　昭　久
副査　片　平　博　文
副査　河　原　典　史

論文内容の要旨

本論文の目的は、近代日本における棚田の開発過程を明らかにし、災害（土砂災害・水害・森林荒廃など）との関係を求めることである。研究対象地域は、棚田が広く分布する近畿地方と中国地方の山間部であり、研究対象とした時期は、明治時代から第二次世界大戦までである。研究の方法は、統計資料と土地台帳、地籍図を用いて対象地域の社会経済状況を明らかにし、より詳細な経済活動については聞き取り調査で補足している。

研究の結果、以下のようなことが明らかになった。まず、棚田の開発と土地所有形態について兵庫県大屋町加保を例に求め、棚田の開発が中・下層農家による耕地拡大の過程の中で明らかにされた。しかし、棚田開発は周辺の様々な林野利用を削減させた訳ではなく、放牧や林業も維持され、いくつかの生業が複合されていたことが特徴であった。

次に、棚田の開発と多様な生業について、広島県戸河内町猪山を例にして稲作にいくつかの経済活動を組み合わせた形態が、棚田をもつ山間部における集落の特徴であることを示している。現在では、棚田における稲作のみが注目されているが、かかる多様な経済活動があることをとらえなければならないとしている。

このような棚田の開発に伴う特徴を踏まえた上で、以下で災害との関わりに触れている。まず森林荒廃について広島県上殿村を例に述べている。棚田開発は、畑作などと比較すると施肥の量が少なくてすむために、緑肥採取がおさえられ、結果として森林荒廃を抑制する効果を持つことを明らかにしている。棚田が、災害を防御する役割を果たしていたことを実証している。

さらに、京都市大原上野町を例に、低地と棚田の両方が開発・維持されてきたことが、水害による被害を軽減する役割を果たしたことを明らかにした。

以上の考察から、本研究は棚田の開発・維持が、食料生産のための耕地拡大や土地所有問題の解決だけでなく、災害への適応としてとらえ得ることを明確に示した。

論文審査の結果の要旨

主査　吉越昭久

本研究は、近代日本における棚田の開発・維持のプロセスを明らかにし、自然環境の変化、とりわけ災害との関わりについて考察したものである。これまでの棚田研究が、自然科学的な面から災害との関わりを扱ったのに対して、本研究はそこに人間の行為という側面に焦点をあてたという点で評価される。これによって、棚田の開発・維持のプロセスにも、防災的な側面を示す要素があることを示した。この研究は、データが揃っていない条件の中で、地籍図や土地台帳の利用、聞き取り調査の

採用などを通して初めて可能になったもので、その努力には敬意を表する。しかし、公開審査でも指摘したように、対象地域の選定方法や論文記載の形式などに若干の問題点を残している。これらの指摘を今後の研究に活かし、さらに広範な研究につなげていただきたい。本論文は、本学博士学位として評価することができると考える。

副査　片平博文

本論文は、近代の西日本に増加した棚田に焦点を当て、その開発・維持のプロセスを明らかにすることによって、自然環境の変化との関連性を解明したものである。棚田と自然環境との関わり合いは、四つの実証研究を丹念に行うことによって導き出された。その結果、棚田の開発・維持が、水害をはじめとする災害の抑制・防止に役だっていたことが明らかにされた。こうしたアプローチは従来ほとんど行われてこなかったユニークなもので、それだけでも研究の意義は大きいと評価することができる。研究史と実証研究との関わり、実証研究相互の関連性の追求、結論図の描き方等に若干課題が残されたものの、その地道な実証プロセスは本学博士学位の水準に十分達していると判断される。今後における研究のさらなる進展が期待される。

副査　河原典史

近代の棚田開発については、地籍資料からその展開過程を的確に論じている。災害の復原にあたって、地価に影響を及ぼすことに留意し、同資料に記載があることを発見したことは特筆されよう。ただし、事例研究に着手した当初と、その後の研究テーマに若干の変更を余儀なくされたため、災害への適応というテーマについては、結果論的な説明が散見される。そのため、普遍的なモデル構築には、やや疑問が残る。しかし、棚田が防災に一定の役割を果たしてきた事実について、これまでの自然科学的なアプローチではなく、歴史地理学からの人文科学的なアプローチによって説明していることは評価されよう。

審査委員全員の審査結果

研究の目的・方法・結果などについて総合的に審査した結果、審査委員全員が一致して、本論文は地理学界に貢献しうる優れた成果であり、本学博士学位の水準にあると評価する。

試験または学力確認の結果の要旨

博士論文の公開審査は、二〇〇七年一月十二日（金）一六時三〇分～一八時三〇分まで、末川記念会館第三会議室において、傍聴者十四名の出席を得て行われた。この審査における質疑に関する答えは的確であり、学力に関して問題となるところはない。博士論文の参考文献やその使用の状況およびこれまでの発表論文、学会発表などから判断して、課程博士にふさわしい語学力を備えているものと判断される。

当審査委員会は、以上の点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

井上　学

『近畿地方におけるバス交通サービスの規制緩和と地方自治体の対応』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　生田真人
副査　藤巻正己
副査　矢野桂司

論文内容の要旨

本論文の目的は、自治体が運行するバス交通の供給に関する地域的な差異と要因を検討することである。このため近畿地方を事例として、政府による規制緩和の実施と補助金制度の変更に対し、自治体がどのように対応したかという点を中心に検討した。

国による補助制度や規制緩和に影響を受けて、自治体によるバスの運行事例が増加した。自治体が運行するバスは、近畿地方の縁辺地域ではアクセシビリティの維持を、大都市圏を含む都市域ではアクセシビリティの向上を目的に運行しているという差異がみられた。それは運行本数や、運賃制度に反映されていた。さらに、二地域の間の中間地帯では当初、バス交通サービスはアクセシビリティの維持に努めていたが、コミュニティバスの事例に影響され、運行本数や運賃制度の改善を行いつつ、アクセシビリティの向上を目指すようになった。また、どの地域においても、サービス普及の近隣効果が存在することを確認した。

民間事業者や自治体がバス交通サービスを供給できない地域においては、住民組織や非営利組織が路線バスの導入に、重要な役割を果たすことが明らかとなった。

大都市圏内における規制緩和の影響を検討するために、新規参入事業者の行動とそれに対する公営バスの対策を明らかにした。新規事業者は既存の事業者が対処できなかった地域のアクセス改善を目的として、結果として参入を果たした。この時、公営バス事業者は、直接的な競争よりもむしろ実質運賃の低下という対抗策をとった。京都市では、バス交通市場のコンテスタブル性が確認できた。

次いで、以上のような近畿地方の事例から得られた自治体が運行するバス交通の地域特性による区分について、日本全体に適用可能か否か検討した。その結果、大都市圏を有する関東地方や中部地方では、近畿地方のモデルが適用できた。その他の地域では、道県レベルにおいて近畿地方のモデルが適用可能である。

論文審査の結果の要旨

主査　生田真人

この研究は、欧米の事例を参考にしながら、従来の日本の交通地理学を批判的に展開したものである。欧米では、交通市場の規制緩和が進められると、それに関連する地理学および経済学分野からの政策論的な検討がなされた。これらの研究を参考にしながら、申請者は日本で交通サービスの規制緩和がなされた際に、地方自治体がその制度変更と政府の補助金政策の中でどのような対応行動を取ったかを考察した。またそこでは、住民組織や民間の非営利組織がどのような経緯を経てバスを運行するようになったかという点についても検討した。

公開審査では特に、①本研究の位置づけ、②本研究の理論的基盤、③地域区分の三点について詳細に質疑を行った。①については、バス交通サービスの需要者の視点のみならず、そのサービスを供給する供給者の視点を導入しようとしたこと、さらに現在の日本で展開しつつある行政の地理学についても貢献しようとしたことなどを確認した。また、②の理論については、コンテスタビリティ理論、地域的公正と地域的公平の概念、さらにオプション価値について確認した。これらの理論的基盤については、今後さらに詳細な検討を準備していることを確認した。そして、③の近畿地方を分析する際の三地域区分については、区分のための基礎概念の妥当性に関して質疑を行った。この研究で明らかになった近畿地方の分析結果を、日本全体に当てはめることについては、大都市圏を含む地方には当てはまるが、一層の検討が必要であることなどを確認した。

副査　藤巻正己

この研究は、これまでの日本の交通地理学が十分に検討することのなかった、バス交通政策に関してアプローチした。そして、近畿地方の自治体などのアクターがどのような経緯から、どのように当該地域におけるバス運行方法を採択し、それによって、バス交通サービスの在り方にどのような変化が生じたのかという点を解明しようとした。

研究史や理論面での言及が十分ではないが、当該地域で導入した新たなバス運行方式が、当該地域の特性によって、「面的な公平性」を追求したものと「質的な公平性」を求めたものとに、また「アクセシビリティの向上」をめざすものと「最低限度のアクセシビリティの確保と維持」をめざすものとに区別されることを明らかにした点は、本研究の大きな成果である。

副査　矢野桂司

本研究は、バス交通サービスの段階的な規制緩和とそれらへの地方自治体の対応に地域的差異がみられることを明らかにしようとした。一九八〇年代の民間バス事業者の撤退に関わって、自治体がバス交通サービスに次第に深く関与するようになったプロセスと、さらにコミュニティバスの出現へと推移したことを、近畿地方の自治体の事例を通して明らかにした。

本研究では、自治体のバス交通サービスの対応を三地域区分で整理しようとしたが、同一の地域タイプであっても、自治体の対応は、地域状況によって異なると指摘された。それは、その地域差を説明する説明変数もしくは要因を検討しなくてはならないことを示唆する。したがって今後は、自治体のバス交通サービスの地域差を説明する概念的な図式を提示することが期待される。

審査委員全員の審査結果

研究の目的・方法・結果などについて総合的に審査した結果、審査委員全員が一致して、本論文は優れた成果であり、本学博士学位の水準にあると評価する。

試験または学力確認の結果の要旨

博士論文の公開審査は、二〇〇七年七月五日（木）一八時から一九時四五分まで、末川記念会館第三会議室において、傍聴者十二名の出席を得て行われた。この審査における質疑に関する答えは的確であり、口頭試験による学力の確認は十分になされたと判断される。

さらに、申請者のこれまでの国内外の学会における研究発表や発表論文などから総合的に判断して、当審査委員会は、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

花岡和聖

『ミクロレベルにおける都市モデリング手法の構築』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　矢野桂司
副査　生田真人
副査　中谷友樹

論文内容の要旨

本論文の目的は、社会科学的分析と政策評価への、ミクロレベルにおける都市モデリング手法の有効性を検討することである。第1章と第2章で都市モデルの既往研究を整理し、三つの研究課題として、（1）モデル構築に不可欠な詳細な空間情報を有したミクロデータ作成方法、（2）局所的な相互作用や動的変化を考慮したミクロデータの分析技法の開発、（3）政策評価における都市モデルの有用性、を検討する必要性を指摘した。

これらの研究目的と課題に取り組むため、本論文では、第3章から第6章で、大阪市における土地利用変化分析（第3章）、京都府南部地域における通勤行動分析（第4章）、草津市の生鮮食料品の購買行動・市場分析（第5章）、京都市の町家の変化予測分析（第6章）での実証研究を通して、空間的マイクロシミュレーションモデル（以下、ＭＳＭ）の構築とそれらの政策評価への適用可能性の考察を行った。

本論文の研究成果を先に掲げた三つの研究課題と対応させて整理すると、以下のようになる。

（1）モデル構築に不可欠な詳細な空間情報を有したミクロデータ作成方法

詳細な空間情報を有するミクロデータを作成する手法として、組合せ最適化アルゴリズムによる手法の有効性を国内のデータを用いて検証した。当該の技法を用いて町丁目別の国勢調査結果にサンプルデータを一致させて拡大補正することで、ミクロデータに詳細な空間情報を追加できた。また小規模でバイアスがあるサンプルデータの場合でも高い拡大補正効果が得られた。

（2）局所的な相互作用や動的変化を考慮したミクロデータの分析技法の開発

ミクロレベルでの局所的な相互作用を考慮した分析の有効性を明らかにした。モデル化する対象の近傍となる空間の情報を説明変数として取り込むことで、土地利用変化と町家の更新に関する離散選択モデルの適合度は有意に改善した。ミクロレベルでの統計モデルの成果は、オブジェクト指向による個人・世帯のモデル化を通して、より現実に即した形式でのシミュレーションの構築を可能とした。ミクロレベルでの分析結果は、分析者の必要に応じて柔軟に集計や可視化ができ、詳細な空間分析の可能性を大きく広げるものであった。

（3）政策評価における都市モデルの有用性を検討する必要性

空間的ＭＳＭから推定された土地利用や通勤者、消費者の空間的分布や町家と世帯構成の動態的変化に基づき、それらの政策立案や評価での有効性を議論した。その結果、空間的ＭＳＭは空間的格差を是正するような政策立案や評価において有益な基礎資料を提示できることが示された。こうした点からも社会科学的分析や政策評価ツールとして空間的ＭＳＭの有用性を確認できた。

論文審査の結果の要旨

口頭審査は、第1・2章、第3―6章、第7章の三つのパートに分けて、二名の副査、主査の順で試問を行った。主査・副査のコメントは以下のようである。

矢野主査：

本研究は、ミクロレベルにおける都市モデリング手法の有効性に関して、三つの研究課題を設定し、実際のデータを用いた四つの実証研究を通して、それら課題への対応方法を整理したものである。都市モデル手法の整理では、古典的な都市モデル研究から近年のジオシュミレーションまでの研究動向を的確に整理し、本研究で扱うミクロレベルでの新たな分析手法の開発が必要であることを指摘している。また、四つの実証研究では、空間的マイクロシミュレーション手法をそれぞれの目的に対応するように適切に改良を加え、これまで得ることのできなかったミクロデータを推計し、それを分析することによる新たな知見を獲得し、政策分野への応用の可能性を示した点は高く評価することができる。

しかし、都市モデル研究の整理において、マクロ・ミクロ、静態的・動態的に加え、全体主義・還元主義、帰納論的・演繹論的、といった軸での整理が必要である。政策評価的あるいは計画論的視点においては、政策目的からのデータ収集の視点が必要である。

今後は、ミクロレベルの視点から都市全体を包括するような包括的な都市モデルの分析枠の構築、ひいては、最近展開しつつある、ジオシミュレーション研究のさらなる発展に寄与するような研究を展開していただきたい。

生田副査：

この研究は、①空間情報を伴うミクロデータの作成、②作成されたミクロデータに適した分析技法の提示、③政策評価へのモデル利用の三点を明らかにすることを目的としている。これらの三つの研究目的の内で①と②については、第3章から第6章にかけて実証的分析として詳細に議論が展開されている。しかしそれらに比べると、③に関しては、論文中で論議が充分詳細になされているわけではない。この点について、口頭審査で詳しく問うたところ、今後の研究課題ともなっていることが確認できた。

また③については、都市モデリング技法の発展を検討した第2章において、地理学のみでなく都市経済学、都市計画や都市政策などの諸研究を引用しながら、都市モデルの持つ可能性と課題を詳しく検討している。これは③に関する論者の見識を示すものとなっている。①と②の高い水準の研究成果と③の考察を総合的にみて、申請論文は博士学位にふさわしい論文となっている。

中谷副査：

本論文は、空間的にも社会的にも非集計である単位を基礎として、現実社会をモデル化する空間的マイクロシミュレーションの方法を、日本の地理学界においておそらく初めて体系的に論じ、かつ多様な応用事例を提示した点は大変意義深い。

ここで提案されている分析的アプローチは、本来経済学での政策シナリオ評価を目的に提案された手法に端を発し、これを地理的に拡張したものである。それは、地理的な政策評価への応用可能性とともに、地理学的に現象をモデル化する新しい枠組みを提示している。とくに、地理学での計量地理学の系譜とともに、情報科学で発達した複雑性の科学の系譜とも密接に関連した問題意識が提示され、現実世界の複雑性を理解する点も、モデルに基づいた学術的発展を考える上で有意義である。

さらに、欧米とは異なる日本のミクロデータの利用環境を前提とすることで、日本での応用可能性を具体的に明らかにした点も重要である。統計法が改正され、今後は日本でも英米のように行政が実施した大規模

な調査資料のミクロデータの二次利用が促進されるものと考えられ、本論文の方法論はこれを最大限に活用するものとして大いに期待できよう。

ただし、モデリングを通した地理学的な現象のより包括的な体系化を目指すのであれば、社会のミクロとマクロの関係を捉える方法論的な論点が十分に議論されていない。また、政策的な評価手法あるいは意思決定手法としての貢献を論じる場合、利用可能なデータを前提とした議論から、本来必要であるべき評価項目とは何か、また資料がどうあるべきかもあわせて議論するのが本筋であろう。

審査委員全員の審査結果

審査委員会は、いくつかの課題や問題点を含みながらも、本論文は地理学と地理情報科学分野において、ミクロレベルにおける新しい分析的な地理学的研究を整理・提案したものであり、学術的水準を十分に備え、また、口頭審査における回答も的確であったことから、十分に博士学位の授与に値する研究内容を含んでいるものと判断し、博士学位を授与するにふさわしい論文であるとの評価で一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

公開審査は、二〇〇七年七月三日（火）一五時から、立命館大学衣笠キャンパス修学館二階第二共同研究室において公開で実施された（参加者六名）。

審査申請者は、博士課程前期課程において、一年間休学し、英国Leeds大学地理学部に留学してＧＩＳ修士取得、復学後、立命館大学大学院においても一年修了で文学修士を取得した。その後、博士課程後期課程に進学し、三年間の研鑽をつんで、二〇〇七年三月に本論文を提出した。

実証部分の第3―5章の三つの章の内容は、すでに、『ＧＩＳ理論と応用』、『都市計画学会学術研究発表会論文集』、*Computers, Environment and Urban Systems* の査読付の国内外の学術雑誌に公開されており、個別論文としてはそれぞれ高い水準にある。

審査委員会は、学位申請論文の内容、論文口頭審査の結果、およびその他の学業成績などを総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

宮下敬志

『「内国植民地」から「公式植民地」へ
――合衆国における「人種マイノリティ改革者」の歴史分析からみた植民地支配の連続性（一八八三―一九一六）――』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　高橋秀寿
副査　米山　裕
副査　小田内　隆
田中きく代

論文内容の要旨

この博士論文は、アメリカ合衆国における革新主義時代に人種マイノリティ改革に関わった東部都市部の教会エリートと、この人びとが関わった「モホンク湖インディアン友愛会議」、そしてそれに基づいて行われた改革運動を詳細に分析することによって、以下の三点を明らかにすることを目的としている。

第一の目的は、この教会エリートが人種マイノリティ改革を横断的に指導していた革新主義者だったことを証明することによって、この改革を革新主義運動の中に位置づけることにある。さらに、このエリートが関与した先住民や黒人に対して行われた支配の実践と20世紀初頭のフィリピン・プエルトリコ植民地における支配の実践の間に相関性があることを明らかにすることが第二の目的である。本論文は前者の実践を「内国植民地」、後者を「公式植民地」と分類し、前者の実践が後者に「輸出」されていたことを指摘することで、二つの植民地主義の連続性を立証することを目指している。第三の目的は、この二つの植民地主義が人種主義に基づいており、その人種主義が、異人種の排除を目的とする「ハードな人種差別主義」とは異なる「ソフトな人種差別主義」であることを明らかにすることにある。

この三点を実証するために本論文は、第一章で19世紀における先住民居留地の「内的植民地化」と「モホンク湖会議」の歴史的な経過を概観した後に、第二章でその研究史を整理している。まず、革新主義運動に関する先行研究では、そのさまざまな改革運動の間にあった協同関係が分析されておらず、その点が「人種マイノリティ改革」の歴史分析によって克服されるべきことが指摘されている。また、「内国植民地」と「公式植民地」の連続性の問題に関して、先行研究はその点を論及しているとはいえ、分析は植民地官僚などの狭い範囲に限定され、包括的な分析はなされておらず、人種主義に関して先住民改革史研究はこれまで、その改革者の人種主義的性格をほとんど看過しているという。

このような研究史上の問題を克服すべく、第三章では「モホンク湖会議」出席者が、性、出生地、学歴・学位、宗派、職業の範疇に従って綿密な統計分析が行われた。とくにここでは、この会議を指導した世代を「一八八〇年世代」、「一八九〇年世代」、「一九〇〇年世代」、「一九一〇年世代」の四つに区分して分析し、指導層の世代の変遷を綿密に追っている。その結果として、モホンク湖会議の指導者が革新主義時代の諸改革に横断的に関わっており、とりわけ、黒人改革などの人種マイノリティ改革において、彼らは改革に参加しただけではなく、自ら会議を主催するなどして積極的に改革運動を指導していたことが明らかにされた。

さらに、先住民改革の指導者だった世代が、モホンク湖会議が植民地改革に進出した一九〇〇年以降も、その会議の要職を担いつつ、植民地住民に関する議論を指導していた事実が分析されている。したがって「内国植民地」における人種マイノリティ改革の指導者は、世紀転換期以降になると、「公式植民地」における人種マイノリティ改革の指導者になっていったという人的な連続性がここで確認されている。

第4章では、以上の統計分析の結果をふまえて、モホンク湖会議を指導した「人種マイノリティ改革者」が世紀転換期までの先住民改革、黒人改革、移民改革において行われた議論の具体的な分析が試みられている。まず、先住民の「文明化」を目指していた会議の先住民改革の議論において基調となっていたのは、現状における文明度の差異を後天的な遺伝的発展の遅れに求める「遺伝説」であった。つまり、そのように遺伝的に遅れた先住民が一世代でその「人種的劣等」を克服することは不可能であるとされたのである。そのため改革者は、その能力が許す範囲をこえて先住民を「文明化」する意図をもっていなかったという。また、「人種的劣等」の克服、すなわち「文明化」のために先住民教育が最重要課題とみなされたが、その教育は白人の管理下に置かれた強制教育であり、「インディアンの現在の発展段階に見合ったより慎重な配慮」が求められた。同様の議論は、南部黒人改革や都市移民政策にも見られ、その貧困の原因は社会構造ではなく、遺伝的結果に帰せられた。

モホンク湖会議は一九〇〇年以降になるとアメリカ統治下のフィリピン、プエルトリコ、ハワイの人びとを改革対象に加え、この会議は一九〇四年に「モホンク湖インディアン及びその他の従属民友愛者会議」と名称を変えた。アメリカ先住民に対する人種主義的な議論がここにいたってこの被植民者にも適用されていくことを、第5章は分析している。つまり、「ネグロとインディアンという劣った人種達」になしてきた改革を、ハワイ、フィリピン、プエルトリコの「殆ど才能に恵まれていない人種」の問題解決のための先例にすることが試みられた。この人びとは人種として「子供」としてみなされたが、プエルトリコ人の場合にはそのエリートの「政治的能力の欠如」が「人種的な劣等性」に帰せられなかった。しかしその理由は、「階層的な人種認識」、すなわちスペイン人を祖先にもつプエルトリコ人が白人／有色人種の境界に位置する存在とみなされたためであり、そこにも人種主義的な発想が作用していた。結局、アメリカ先住民改革の場合と同じく、ハワイ、フィリピン、プエルトリコの住民は自己決定能力のない「人種的に劣等な無能者」として扱われ、その意味でこの住民を対象にした改革は、その担い手だけではなく、改革者の人種主義においても連続していたことが、この章で明らかにされた。

第6章において、これまで分析されてきた先住民及び被植民者に関する議論が実際にどのように実行されたのかが具体的に論じられている。その第1節では、ハンプトン農業師範学校において先住民を対象に行われた「寄宿学校」教育が紹介されている。そこでは白人の管理の下で先住民の「発展段階」に即して教育が実施されていた。ここでは「手作業」が人種的発展のために導入され、軍事的な規律のもとで厳しい日課が先住民に課されたが、授業内容は上級クラスでも高校以下の水準にとどまっていたという。先住民が「野蛮人特有の優れた記憶力」で教科書の内容を記憶できたとしても、それを理解したり、応用したりすることは、彼らが「白人より発展段階において千年以上遅れている」ために時間の無駄であると考えられていたからである。また地理や歴史の授業では、先住民を文明に反する「野蛮人」の人種とする人種主義的な歴史観が教授されていた。

つづく第2節ではこの人種主義的な教育実践が「公式植民地」にいか

に「輸出」されていったのかが論じられている。まず、先住民を対象にした寄宿学校は植民地から多くの留学生を受け入れていた。しかし、財政的理由から学校教育政策は現地の学校制度改革に向かうことになる。そのため多くの植民地官僚が「寄宿学校」やモホンク湖会議にたびたび足を運んで、そのノウハウを学習した。プエルトリコでその「輸出」の試みは必ずしも成功したわけではなかったが、フィリピンでは初代教育長官のアトキンソンがその導入を実現させ、ハンプトン方式の手作業教育は、フィリピン植民地の教育政策の目指すべき理想として20世紀半ばまで影響を及ぼしたという。

以上の分析から、先に述べた本論文の三つの目的が達成されている。第一に、本論文によって人種マイノリティ改革運動は革新主義運動の中に位置づけられ、この運動が幅広い運動体であることが証明された。第二に、「モホンク湖会議」における人的連続性、人種主義的な議論の連続性、その教育実践の植民地への「輸出」などを通して、先住民を対象にした「国内植民地」政策が「公式植民地」政策と内的に連続していたことが明らかにされた。第三に、改革者の人種主義的性格がキリスト教「友愛思想」に基づく「同化（文明化）主義」と、人種主義的な学説に基づく「排他主義」とが矛盾なく並存する「ソフトな人種差別主義」であるが、ナチスの「ハードな人種差別主義」と無関係ではなかったことが検証された。

最後に、このような研究がその後のアメリカによる日系アメリカ人の強制収容や対日占領政策を理解する上でも重要であることが指摘され、また、ポストコロニアル研究者との研究交流によって、アメリカ史の枠をこえた学術研究に貢献できる展望が述べられている。

論文審査の結果の要旨

本博士論文の第一の特徴は、膨大な資料と文献を収集し、それを丹念に読み込むことによって、論理的な分析を行っていることにある。とくに、モホンク湖会議参加者の統計資料の綿密な分析によって、19世紀後半から20世紀初頭までの東部白人エリートを中心とした社会改革諸運動の間に広範な連関が存在し、このエリートが人種マイノリティ改革の中心となって、ほかの革新主義運動にも関与していたことが明らかにされた。この時期は民族主義運動や社会主義運動が大衆的な基盤を獲得していく世界史上でも現代社会の原型を形成していく時代であり、本論文はアメリカ史における革新主義運動研究に一石を投じているだけでなく、同時期の社会運動の歴史学研究にも大きな貢献をなしうるものである。

本論文がアメリカ史研究および歴史学研究に貢献している第二の点は、この革新主義時代における二つの支配形態である「内国植民地」支配と「公式植民地」支配を有機的に関連づけることによって、アメリカ史の19世紀の歴史と20世紀の歴史そのものを「植民地化」と「人種主義」の概念のもとに包摂することに成功したことにある。つまり、先住民改革に見られる人種主義的言説は革新主義の進歩主義的言説に内包されるもので、このタイプの言説（ソフトな人種差別主義）はやがて海外植民地にも「輸出」されていったことが分析されている。本論文はこの点を、「手作業重視の教育方針」のもとに実践された先住民寄宿学校（ハンプトン校）の日常生活管理の実態と、この教育実践がフィリピンやプエルトリコなどの「公式植民地」の被植民者にも適用されていく過程を分析することによって明らかにしている。

このように本論文は、「内国植民地」と「公式植民地」の実践を歴史的に関連づけることで、先住民改革で示された人種主義的な言説と実践がアメリカの世界戦略そのものの根幹をなしていることが示唆されている。その意味で本論文は、アメリカ史研究の再検討を迫るポテンシャルを内

包しているといえよう。つまり、先住民改革に示される国内支配の言説と実践の本質に人種主義が見出され、アメリカの帝国主義支配が建国以来のアメリカの歴史全体に内包する問題として捉えられているのである。こうして戦後の対日占領政策やベトナム戦争、さらにはイラク戦争などにおけるアメリカの世界戦略の研究に貢献できる内容を本論文はもっている。また、本論文が分析したアメリカにおける言説と実践がモデルとして帝国主義諸国によって取り入れられた事実を鑑みるならば、アメリカ以外の「内国植民地」と「公式植民地」の関連の問題――例えば、日本帝国主義によるアイヌ支配と朝鮮・台湾の植民地支配の問題――に関する歴史研究にも、本論文は大いに寄与することができるであろう。

しかし本論文のいくつかの問題点も指摘しなければならない。

第一に、本論文においては「人種主義」が重要な分析タームであり、人種主義と近代的な労働観念や日常生活の規律化との関連が指摘されているが、示唆にとどまり、その体系的な内実が分析されていない。また、統計分析に頼りすぎているため、革新主義運動（人種マイノリティ改革）を一枚岩的なものとして捉えるかのような印象を与えているが、人種主義的言説に関してもその適用や含意は各集団の実践において多様であり、統計研究はケースヒストリーによって補完されなければならない。「人種」概念は植民地支配のあり方であり、植民地主義的な主体形成の問題として重要なタームである。その概念がどのような体系でもって支配秩序を形成していくのか、さらに重要なことは、政治・政策者をこえた国民全体、そして被植民者自身がその秩序の中で自己認識をして、その支配を受け入れるあり方が問題にされなければならない。したがって、政策レベルをこえた植民地支配の秩序のあり方がもっと問題にされるべきであり、文学・映像メディア・博覧会などの分析を通した言説研究が必要であったように思われる。

第二に、論文の前半における革新主義との横断的関係の分析と、後半における「内国植民地」から「公式植民地」への連続の考察とが必ずしも十分に有機的に関連づけて書かれていない。全体としての論文の一貫性という点でなお改善の余地があったと思われる。

このような方法論的な問題はありながらも、本論文の魅力はやはりその大胆な発想と大きな歴史的射程にある。アメリカ史研究においてさらに大きな成果をあげる可能性を有しているだけでなく、ほかの研究者との交流を通じて、歴史学研究そのものに貢献していくことが大いに期待される。

試験または学力確認の結果の要旨

公開審査は二〇〇七年七月六日（金）午後四時三〇分より修学館二階第一共同研究会室で行なわれた。審査の結果、審査員の質問に対して真摯に、また適切に受け答えを行ったことから、研究者としての適正が実証された。先行研究を丹念に読み進め、適切に整理していることから、語学能力において申し分がないことが証明された。また、統計資料の処置や一次資料の分析などから、歴史研究者としての技能において優れていることが示された。

以上の点と、大胆な発想と綿密な分析に基づく研究から、この博士論文はその基準を十分にこえていると判断し、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

吉岡昌子

『大学講義場面における聴覚障害学生に対する文字通訳の基礎技術の向上に関する研究』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　吉田　甫
副査　尾田政臣
副査　高木和子

論文内容の要旨

本論文は、大学の講義を受講する聴覚障害学生に対する支援としての文字通訳の現状を改善するために、介護や福祉場面で受け入れられている行動分析学の手法をもちいて解決する試みを、文字通訳者の基礎技術向上のための訓練方法の確立と、実際の教室場面での学生と援助者と教員の三者の交流を図る手立ての効果の検討という二つの課題にそってまとめたものである。

第1章では、二つの課題を「オペラント原理による環境・行動調整」という行動分析学の方法論のもとでは、教室で行われている講義での文字通訳の改善のための介入効果の研究と、通訳技術の獲得のための訓練方法の効果の研究とを同じ論理で議論できることの意義が示されている。

行動分析の方法論によって訓練とその効果を検証する際には、学習行動とその結果への強化という単位ごとの成績の変容を指標として扱う。文字通訳の訓練では同じ程度の課題での成績であることが必要になるので、教材の妥当性を保証しておかなければならない。

第2章は、講義形式による話し言葉を文字通訳するという作業の訓練を実際の講義場面と類似した内容で実施するにあたって、妥当な教材を作成するための手続きの詳細と、通訳文の正確さの評価についての提案と評価方法についての妥当性の検討にあてられている。

教材作成では、教科書教材（書き言葉）を、一五分程度でひとまとまりとする講義（話し言葉）に変換し一回分として文字通訳学習の課題とし、四〇回分の材料が作成された。書き言葉から話し言葉への変換は、講義の言葉として特徴を考慮して行われ、四〇の教材文のうちから八文を抽出した内容分析の結果から、「話し言葉としての適切性」が判断された（研究1）。

学習実験では、反応（ここでは通訳文）を実験者が評価し、結果（正答率など）を知らせることで強化をおこなう。本研究では、この通訳文の評価に関わる情報を訓練をうけるものにも提示し、自ら成績をつけるという「自己記録」の手法が用いられた。文字通訳として書かれる要約文の正確さの評価には、アイディアユニットという概念を利用して作成した範例文を用いた。

研究2では、教材文の難易度の「等質性」の検討と、範例文との一致度を評価する方法の妥当性の検討がおこなわれた。学習結果のフィードバックなしの二〇回の練習では、各回での成績の変動は少なく、練習を重ねても成績の向上が認められなかった。また採点シートへの評価者間の一致率は90％をこえていたことから、この教材と成績評価の方法は文字通訳訓練の方法として妥当なものであると判断された。

第3章では、学習者に応じた課題設定にするための配慮としておこな

われた、訓練をうける以前の環境条件について事前のアセスメントと予備的な講習の実施について、簡潔に述べられている。

第4章が、本研究の中核をなす部分である。研究3では、大学生十名の参加をえて、文字通訳の訓練の採点に用いることにした範例文を学習者に提示して自分で成績を記録させる「自己記録」条件と、結果の数値だけがフィードバックされる条件での訓練効果の違いをAB（C）デザインによって比較した。Bのセッションが「自己記録条件」であった参加者五名は、全員が正確度80％という基準に達した。Bを「フィードバック条件」から始めた参加者では試行を重ねても成績の上昇が見られなかった。そのため「自己記録」の作業を追加（C）した結果、五名中四名は正確度80％の基準に達した。このことは範例文を参照して評価を記録する自己記録の手続きが文字通訳訓練に有効であることを示すものである。

研究4では、本研究で用いられた「自己記録」の手続きと通訳文の作成と評価にともなう言語化の効果がとりあげられている。新たに八名の参加者をえて、文字通訳練習試行時に「より良い通訳文を書くにはどうすればよいか」という問いかけに答える「言語記述条件」を基準として「言語記録と言語記述併用条件」での言語化反応の出現と文字通訳の成績を比較した（研究4―1）。言語記述のみの条件では正確さの向上はみられなかったが、言語記録との併用条件下では八名中五名に向上がみられ、80％の基準値まで近づいた。成績が向上しなかった三名は、通訳のプロセスに関する適切な言語化をしていなかった。これらの結果から、言語記録に伴って適切な言語化がなされることが成績の向上につながることが示唆された。さらに、この三名についても適切な言語化を促すことによる成績の向上が検討された（研究4―2）。介入と強化を導入した結果、二名では成績の向上がみられ、言語化なしの条件でもその成績は維持されていた。

研究5では、これまでの行動分析の手法から一歩ふみだして、文字通訳訓練の条件設定のしかたによる成績の違いを、五試行の訓練の事前と事後のテスト結果を比較することで検討している。①自己記録時にルールの生成をもとめる、②自己記録時にルールに関する言語教示をあたえる、③自己記録はせずに、範例文だけを提示する、④自己記録も言語化もしない通訳反応だけの四群を比較した。結果として、自己記録時の教示の効果は、自己ルール生成に比べて小さい傾向と、範例文だけを提示する条件では成績の向上は統制群と違わないという傾向が示唆されている。

第5章は、大学における実際の講義場面を対象にした、環境変数への介入という視点から参加する聴覚障害学生、文字通訳者、講義担当教員の三者の行動変容をとらえた研究の報告である。

研究6では、環境への介入として行ったコミュニケーションシートを通しての情報交換と相互作用がもたらした効果のうち、教員側の対応の変化とそれにともなう文字通訳者のパフォーマンス変化などのデータをとおして、この介入が被援助者からの要望を聞くことによる通訳者の進歩に貢献している点が論じられている。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇七年六月二十日午前一〇時より約二時間、修学館第二共同研究室において、公開で行われた（傍聴者十二名）。審査員三名の合議による総合所見を以下に述べる。

基本的には、博士論文として十分なレベルに達していることが確認された。著者の研究は、基本的には、文字通訳の訓練に関わる実践的な研究を展開したものであり、先行研究がこうした側面に焦点をあてておらず、その意味で新たな地平を切り開いていると言える。また文字通訳の基礎的な研究に留まることなく、実践的な介入研究もおこなっており、

今後のこの分野でのフロンティアとなる可能性を秘めている。

行動分析学の手法によって論を組み立てることには長短が生まれる。個人の学びの変化に沿って介入の効果をとらえるには適しているのだが、介入そのものの効果を議論するには被験者の数が少ないのが難点となる。そうした中で、本論文では、実践研究では困難が伴う個人の学習過程を実験的にとりだすための努力が、第2章の二つの研究として綿密に取り組まれているところが高く評価できる。

第4章の研究4―1、4―2の流れでは、対象となった八名のうち、七名までが正確な要約文を作成できるようになっている。論理の展開に不十分さが残るが、筋道をはずさないものになっている。

全体として、実験方法も、綿密であり、方法の選定や対象者の選択などの実験デザインがきっちりしており、心理学で必要とするさまざまな要素を満足させている論文である。

ただ、いくつかの問題点も指摘された。第一に、全体の構成として文字通訳の技術の習得に関わる基礎研究と実際の講義場面における介入研究への展開の論理が十分に説明しきれていない。第二の問題は、研究3から研究4への展開の論理も、明確とは言えないことが指摘された。研究3での結果には、著者が指摘するような要因に留まらず、その他の多くの要素を含んでいる。そうした他の要素に対する十分な考察が行われないままに、一つの要素のみを取りあげて実験を展開していると受け取られかねない。第三に、統計的な検定がほとんどなされていない点も、問題となった。行動分析の手法に基づき、個々のケースでのデータが分析されており、著者の結論はかなり正鵠を得ていると思えるが、結論に合致しないケースデータも散見される。こうした問題を解決するためにこそ、統計的な検定が必要だが、ケース数が少ないということで、省略されたのは、実験デザインの問題とも絡んでおり、今後の検討が必要な側面だろう。

試験または学力確認の結果の要旨

博士論文の公開審査における質問に対する答えは、的確であり、学力に関して問題となるところはない。博士論文の参考文献やその使用の状況およびこれまでの発表論文、学会発表などから判断して、課程博士にふさわしい語学力を備えているものと判断される。

当審査委員会は、以上の点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

堀口育子

『郭象思想の研究』

学位の種類　博士（文学）
授与年月日　二〇〇七年三月三十一日
審査委員
主査　芳村弘道
副査　清水凱夫
副査　今場正美

論文内容の要旨

本論文は、三世紀末の中國、西晉時代の思想家として重要な位地を占める郭象の思想を、その撰著である『莊子』注を通して考察し、郭象の「玄學」とは如何なる思想であったのか、また彼が如何なる思想に立脚していたのかを解明することを主目的とするものである。本文は、「序」・「一、郭象の『自得』と『莊子』正文」・「二、『莊子』内篇郭象註の典故」・「三、郭象思想の立地點」から成る。

第一章「郭象の『自得』と『莊子』正文」においては、郭象が多用する「自得」という言葉に着目し、その思想の特色を究明しようとしている。『莊子』正文では本來、内面の充足を意味する「自適」の同義として「自得」の語が用いられていたが、郭象はこれに『孟子』や『禮記』・『荀子』で用いられる「人爲的教化による德目の獲得」という意味付けを行って、使用していることを指摘する。そして『莊子』郭象注における「自得」の語が儒家思想・道家思想それぞれの深い根幹に繋がっていることを明らかにしている。また、反政治の思想を展開するのが『莊子』であるのにも關わらず、郭象は、その注において「經國體致」、すなわち天下國家の大事を根本に据える意義を強調していることに焦點を當て、彼が儒家の立場を決して崩さない思想家であることを明確にした。なお『莊子』は死生觀を主要テーマの一つにしており、眞摯に死を凝視して死生を超越しようという觀點に達している。郭象は、『莊子』の「萬物齊同」の議論を利用し、死と生とは状況を異にするけれども、それぞれの状況に「自得」する（安んじる）ことにおいては死も生も等しいと捉えている。これは、「自得における齊一」を死生觀にまで及ぼした思想と理解でき、「死」を語ろうとしない儒家思想から一歩踏み出したものといえる。ただし郭象は、具體的な「死」そのものへの言及はなく、死を抽象的概念としてのみ捉えている點、儒家の立場から逸脱していなかったと論じている。

第二章は、郭象の思想的基盤を出典から探究する研究をまとめたものである。郭象の『莊子』注は、「典故」を用いた表現に特色を有する。とりわけ『論語』を用いた表現が多いことは、すでに周知の事實となっている。ところが、他の文獻に比べ『論語』からの引用は多いのか少ないのか。その比較検討はこれまで等閑に付せられてきた。論者は、これを詳細に調査し、『莊子』内篇について出典全體の調査を完了した。その結果、『莊子』正文が群を抜いて多く引用されており、その割合およそ五〇％、次に『老子』・『周易』・『論語』・『淮南子』・『禮記』がおよそ八％前後であったことが明らかになった。郭象のころ、「三玄の學」すなわち『老子』『莊子』『周易』が流行しており、彼の引用もその思潮を反映している。しかし、こうした傾向にあって、『論語』の引用はやはり突出しており、郭象にとって特に重んぜられた文獻であることが分析されている。

第三章は、郭象の社會觀と聖人概念・人性觀に着目し、その思想の特質の解明を企圖した論考となっている。郭象が先行文獻の表現を用いたことに關して詳細に分析した第二章の成果を踏まえ、この第三章のはじめには、郭象に及ぼした影響力がとりわけ大きいと考えられる文獻・思想を取り上げ、「儒家」「墨家」「道家」「法家」「漢から魏の思想家」に分かち、それぞれの聖人概念と德目・人性の捉え方の概觀を行っている。その後、郭象の聖人概念を檢討し、いかなる思想に立脚するのかを考察し、彼の社會觀に言及している。

論者によれば、郭象は、『莊子』正文に一箇所のみ見られる「所以迹」・「迹」の語を敷衍・展開し、聖人概念に結びつけたという。「所以迹」（「形而上の存在の本源」）はプラトンのイデアと同樣と考えられ、「迹」は現實の形而下に存在すると考えられる。郭象は、聖人を二種に分裂させ、「所以迹」の聖人の働きは道家思想の「道」の働きと似ており、その存在や働きを民衆に自覺させることなく、あまねく世界を蓋い自ら然らしめる存在である。そして、この働きの中では、「自得」が達成され、各人の德性や身分も固定されてしまう。「迹」なる聖人は、一般的に知られている堯・舜・禹・湯王・文王・孔子などの現實に存在したと考えられている聖人や聖王であるという。郭象は、地球の周圍を空氣が蓋うように、「所以迹」の聖人の働きが蓋い、その中に「迹」なる聖王を頂點とする縱型の國家體制を想定している。しかし、この國家體制は「所以迹」の聖人の働きを根據とし、その職分のみならず、人性や德性の移行を認めない。「階級秩序の維持と尊卑の序の嚴守」をいうものの、敎育による人性や德性の向上をその基底にもつ儒家思想の向上性を固定したといえる。郭象の思い描く國家の理想的社會構造は、從來のどの思想にもあてはまらない。從來の儒家思想では、部分的に「上智と下愚は移らない」とする所もあるが、全般的に職分も性分（德目）も努力等により、變遷・移行するものと捉えられていた。これに對し、郭象のこの拘束された社會觀念は從來の思想と決定的に異なっている。そして、その拘束の根據が「所以迹」の聖人であった。各個の自由を各個に自覺させることなく保障する道家の「道」の立場・位置に「所以迹」の聖人を配置し、各個の固定・拘束の根據とした。郭象の社會觀は一見儒道を「合」したように見えるが、その實體は、自得概念において儒道の精神を取り入れているに過ぎず、儒家思想本來の伸びやかな本性の成長や向上・道家思想本來の個の解放は否定され、身動きのとれない觀念的な社會觀となったと結論付けている。

論文審査の結果の要旨

1、論文の審査は、二〇〇七年七月六日午後四時三〇分～六時、末川會館第二會議室において公開で行われた。（傍聽者は六名）

2、本論文に對する審査委員三者の見解を以下に總合して述べる。

三章からなる本論文は、中國思想史や日本・中國における先行關連研究に對する目配りが極めて周到であり、これに獨自の研究方法を加えて精緻な考察を展開し、從來、分析が不十分であった『莊子』郭象注の特質や、郭象の思想に見られる儒道兩面性の意義を解明しており、六朝思想研究に大きく寄與する好論文と評しうる。

論者によって、『莊子』郭象注は、『莊子』に對する訓詁解釋の書ではなく、「魏晉という、秩序が崩壞していく時代の中で、郭象は自らを含めた士大夫の據って立つべき足場、世に處していく上での基本的信念を開陳し、彼の理想的社會觀を『莊子注』の中に構築した」思想の書であることが明らかとなった。本論文は、郭象思想の核心が彼の社會觀にあると見すえて、これを解明することに主眼を置いている。

第一章の「郭象の『自得』と『莊子』正文」では、郭象が多用する

「自得」の語の意義と彼の社會觀とが密接に結びついていることを説いている。これまでの研究による「自得」の語は、主として道家思想の方面からの理解に傾いていたが、論者はこの語が儒家思想においても重要な意味をもっていることを『孟子』・『禮記』中庸・『荀子』の用例から明らかにする。そして郭象の「自得」は、『莊子』の「萬物齊同」という道家思想の中に、社會の諸層に生きる人々は「各々の分――名分・身分・職分・分際――に自得する」ものであるという儒家思想を採り入れたもので、各自の存在はそれぞれの境遇に自適し滿足することにおいて「齊一」となり、ひいては「天地萬物の齊同の世界が實現」されるという論理にまで導く獨自の思想であったと論證する。郭象の思想は、儒家と道家を融合するものでなく、混合するものであったことが彼獨自の「自得」の考えに顯著であるという意義深い提言を行っている。

第二章の「『莊子』内篇郭象註の典故」は、郭象『莊子』注の文章表現から思想的特質を探究したものであるが、そのために論者は郭注の語句と大量の先行文獻とを子細に對照し、「典故」引用の關係を究明しようとする極めて根氣の要る比較研究を行った。その成果は、まだ「外篇」「雜篇」の調査をのこしており、『莊子』全體に及んではいないが、作業を終えた「内篇」は『莊子』思想の樞要がここに示されていると古來評されている部分であるので、中間報告と雖も、論者の調査結果は一定の意義をもつと評價できる。この實證的な研究によって、郭象の思想を育んだ先行思想や重要文獻がいかなるものであったかが解明された。西晉當時に「三玄の學」としてもてはやされた『老子』『莊子』『周易』からの引用の多さと竝んで、『論語』の引用が目立ったことが改めて知られ、道家思想に傾くかに思える郭象であるが、その本質は儒家であったことが確認できたことは意義深い。また、引用の數値を提示するだけで終わらず、例えば『論語』引用においては、自説の正當性を證明する論理的根據として巧みに文言を「典故」として利用したことにも論及し、郭象の思考の實態を分析している點、統計報告の域を越えて論旨に深みを加えた。

論者が綿密な基礎研究を行い、その成果の上に獨自の考察を進めることは第三章の「郭象思想の立地點」にもよく示されている。この章では、はじめに郭象以前の思想史をたどり、「聖人概念と人性の移行」がどのように考えられてきたのかを論ずるが、その内容は單に本論の導入として有意義であるばかりでなく、兩漢以前の聖人論に關する優れた概括となっている。つづいて郭象の聖人概念の特質を述べ、堯・舜といった具體的かつ一般的な爲政者としての聖人を説く儒家の思想、形而上での聖人あるいは「道」そのものとして把握される聖人を説く道家の思想、この兩方の聖人觀を取りこんだものであると論ずる。ただし、人性・德目については、儒家・道家ともに移行、向上するとの考えをとるが、郭象はこれを固定的にとらえる點に獨自性があることを明らかにした。論者の主張は、本章前節の導入部および「典故」から窺える郭象が儒道兩思想の系統を汲むと説いた前章の内容を受けており、行論が明瞭であり、論旨に充分な説得力を與えている。また第一章でも郭象の社會觀を論じているが、本章の終わりには聖人觀に基づいて、再び郭象が描く國家の理想的社會構造について論及し、各人の本性や職分を固定的に考えた彼の社會觀は、西晉時代後期の政治體制を存續させるために要請された理念であったと示唆深い指摘を行って、論文を結んでいる。

本論文は、郭象の思想の本質に迫ろうと試みたものである。『莊子』郭象注の内容を詳細に分析し、その思想構造をとらえようとして、論者獨自の方法論がみられた。充分な論證性と論理的敍述によって展開される内容には首肯する部分が多いが、各章相互の内容に連關性がやや缺ける所や體裁上不整合な所もあったのが甚だ惜しまれる。また、研究の進

展を望まれる部分も遺した。例えば、當時の玄學の情況や他の玄學家の思想との對照についての論述が不十分な點、郭象の政治的立場との關連をふまえた言及が希薄な點などが擧げられる。本論文には、こうした問題點も見られるが、論者の今後の研鑽によって、これらについても解決され、郭象思想に關する獨自の研究が大成されるものと期待しうる。

試驗または学力確認の結果の要旨

審査請求者は、一九九七年四月に九州大學大學院文學研究科中國學專攻修士課程に入學、二〇〇一年三月に同專攻修了の後、二〇〇二年四月に本學大學院文學研究科東洋文學思想專攻博士課程後期課程に入學し、二〇〇七年三月に滿期退學した。大學院在學中、「學林」に二篇の論文を公刊している。

學位請求論文の内容と合わせ、總合的に判斷して、本學學位規程第十八條第一項により博士（文學）の學位を授與することを適當と認める。

一六〇

芳村弘道

『唐代の詩人と文獻研究』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇七年七月六日
審査委員
主査　清水凱夫
副査　中村　喬
副査　川合康三

論文内容の要旨

本学位申請論文は、唐代の詩人と文献に関する既発表の論文に補訂を加え、三部構成にまとめたものである。第一部全五章は、主として盛唐と中唐の山水・自然詩派と評される詩人達の伝記と文学についての諸篇からなり、第二部全八章は、白居易の伝記および彼と李商隱との関係についての論考で構成される。第三部全六章は、唐代の文学に関連する文献の研究が収められている。以下、各部各章の大要を記す。

第一部　盛唐・中唐の詩人研究

第一章「孟浩然三十代の行旅」は、洛陽に出て仕官運動を行ったが、成果が得られず、さらに呉越に旅して仕官の手がかりを求める一方で、山水や道・仏の教えに不遇感を癒して帰郷し、その後、四十歳を前にした頃、長安に赴き科挙に挑んだものの失敗するという、仕官の夢を追い、挫折の旅を行った三十歳以降十年間の孟浩然の事跡を論じている。第二章は、友人との宴飲のために推挙をむだにした逸話や張九齢との関係を

考察し、孟浩然が晩年には仕進の心を絶ったとする通説を覆したものである。

第三章「開元年間の王昌齢に關する一、二の考察」では、王昌齢の詩論「詩格」から知られるように、彼が想像によっても実感溢れる辺塞詩を作る力量をもっており、虚構性に富む楽府題詩を根拠にして彼の辺塞従軍を説く中国の研究には賛成しがたいことを指摘している。また、孟浩然の詩題に基づき、王昌齢が嶺南に左遷されたと従来考えられているが、昌齢自身の詩句を検討した結果、左遷地は江南道の郴県と見なすべきであると考証した。

第四章「儲光羲の田園詩について」は、盛唐を代表する山水詩人、王維と深い交友関係をもった儲光羲の田園詩の特色を論ずるものである。彼には王維のような叙景詩はないが、農民を単なる点景とした王維とは異なり、農民の生活と憂苦を細やかに詠じた。この傾向は社会詩を生み、杜甫にも影響を及ぼしたと考えられる。本章は、盛唐自然詩派の重要詩人、儲光羲に関する本邦初の専論である。

第五章は中唐の山水詩人、韋応物の伝記研究である。中唐前半期の不安な社会にあえぐ人民を救済しようとした真摯な良吏という側面。また清らかな境地を常に保って混濁した時代に生きる心の支えにした隠者的側面。これら両面を併せもった詩人として韋応物を理解し、彼の生涯を詳論した。

第二部　白居易研究

第一章「下邽退居」・第二章「江州・忠州時代と『閑適詩』の制作」・第三章「知制誥・中書舎人から杭州刺史への轉出」・第四章「杭州刺史時代」は、「閑適詩」の制作を通して白居易の前半生をたどった一連の論考となっている。「閑適詩」は、単に公務から離れて安らかな心情を詠った作品ではなく、知足安分の志操を保って窮境に処していった高い志を表わしたところに本質があるという視点から、服喪による下邽退居の時期から江州司馬左遷時代・忠州刺史時代、知制誥・中書舎人時代、杭州刺史時代に及ぶ白居易の半生をたどった。第一章では、白居易の文学理論が示された「与元九書」にいう「閑適詩」は、下邽退居の困窮時代の作品を通して理解すべきことを提唱した。第二章においては、白居易の江州左遷の意義は、一つに独善の義を守って「閑適詩」を制作することによる窮境の克服、二つに詩人の不遇は天が好詩を作らせるために与えたものと意識して詩作に傾注する生き方、三つに吏隠の処世の形成にあることを明らかにした。また忠州時代にも論及し、この時期も窮境意識は強かったが、閑適にいざなう条件に恵まれなかったことが要因となって「閑適詩」が多作されなかったことを指摘した。第三章は、中央政界に復帰した白居易が中書舎人という文官最高の栄誉職にまで達したものの、遅い出世と政界の乱れに悲哀憂愁を深めたことを論じ、また自らの志願によるとの説が有力な杭州刺史転出が左遷であったことを考証した。その論証には、白居易作品の分析に加え、唐代の官人転遷状況に関する歴史学の成果を援用し、また当時の官界を壟断した李逢吉による左遷であった事実を指摘し、李商隠「白公墓碑銘」がいう貶謫説が正しいことを証明した。第四章は「杭州刺史時代」である。杭州着任後しばらく悲嘆の情を抱いた白居易は、杭州の風光や刺史の職位に愉悦と安らぎを覚え、窮境意識が衰えて人生愉悦の思いが強まった。その結果、「閑適詩」の概念が崩れる。杭州の後に自編した「白氏後集」において「閑適」等の分類を行わなくなった原因がここに存することを解明し、白居易の生涯が杭州時代を過渡期として二分しうることも明確にした。

第五章「白居易『醉吟先生墓誌銘』の眞僞」・第六章「白居易の墓誌自撰」は、墓誌銘自撰を通して白居易の後半生を論じ、老境における心

情、死生観を解明しようとしている。「醉吟先生墓誌銘」は白居易の自撰ではなく、偽作であるという説が有力視されていることに対し、制作時・制作状況を示す題注をもつ内閣文庫所蔵『管見抄』本に基づき、偽作説を逐一検討し、「墓誌銘」には後人の補筆妄改が一部に見られるが、偽作とすべきでないことを第五章で考証した。また「墓誌銘」制作前後数年に亘る白居易の生活を考察し、大病に遭って死を覚悟した経験が彼にはあって、これを契機として「墓誌銘」が自撰された可能性が十分にあることを論証した。

第七章の「李商隠の『白公墓碑銘』」は、白居易伝の根本資料である李商隠が著した「白公墓碑銘」の資料性を解明するものである。本文の内容を詳細に解釈、検討し、年月の誤記が往々見られるが、高い資料的価値をもつことを明らかにした。また撰文の背景には当時の宰相で白居易の一族であった白敏中の影響が存在することや李商隠が古文体をもちいた意義にも論及した。

第八章は、白居易の文学的影響を、晩唐の代表的詩人、李商隠に探る内容となっている。李商隠は、少年期に白居易から門弟と認められ、後年、白居易の墓碑銘を撰している。しかし白居易は平明を旨とし、李商隠は晦渋な表現により隠微な象徴を特色としており、両者は詩風において両極に位置している。それゆえ李商隠が白居易詩に学んだ跡があるとの具体的な指摘は従来なされなかった。本章は、両者の交流や周辺の人間関係を綿密に検討し、李商隠詩にも白詩的要素が見出し得ることを明らかにした。たとえば李商隠には「長恨歌」「琵琶行」の影響を受けた詩、田園閑適の詩、物尽くし形式や当句対の技巧を用いた詩といった白詩に共通する作品が存在することを論じ、白居易文学の影響力の大きさを再確認させている。

第三部　文献研究

第一章「元版系統の『分類補註李太白詩』」・第二章「元版『分類補註李太白詩』と蕭士贇」は、李白作品の現存最古の注釈書、宋の楊齊賢注・元の蕭士贇補注『分類補註李太白詩』の研究である。第一章では、『分類補註李太白詩』の通行本に見られる不適切な削除の例を指摘し、本書は原本系を使用しなければならないことを提唱した。また楊齊賢の事跡やその注の特色、補註本の本文のテキスト的な問題などにも論及し、目睹に及んだ本邦現存、八種二十一本の原本系諸版本の書誌調査も付した。第二章は、従来、内外の多くの学者が本書の原本系と刪節本系とを混同している誤りを正し、原本系の最善本である尊經閣文庫所蔵元至大刊本を用いて、補註の真価である蕭士贇の注釈態度を究明した。杜甫詩への対抗意識が強く、李白詩に存在する忠君愛国・諷諫などの杜甫的要素を顕彰して李白の再評価を図っている。そこには宋末元初、宋王朝に殉じた蕭立等・士贇父子の生き様が投影されており、李白の不遇感に対する蕭士贇の共鳴も見られ、まさに本書は宋末元初という時代が生んだ特色ある李白集の注釈書といえると論じた。

第三章は、陽明文庫所蔵の朝鮮本『夾注名賢十抄詩』が『全唐詩』の佚詩を九十九首も収録し、また「夾注」にも多数の逸文を存する極めて価値の高い唐詩の注釈書であることを論じた「朝鮮本『夾注名賢十抄詩』の基礎的考察」である。韓国所蔵本は本書の序文に文字の欠落があるが、陽明文庫本は完全で、これによって本書が子山という僧侶によって撰述されたことを発見した。本書は新羅末・高麗初に編せられた『十抄詩』の注釈書であるが、『十抄詩』の選録と我が国の大江維時『千載佳句』との間には近似点が見られ、東アジア漢字文化圏の交流を研究する重要資料であると指摘した。杜牧作品の注釈書である朝鮮本『樊川文集夾注』の撰者については、中国人か朝鮮人か意見が分かれていたが、論者は『夾注名賢十抄詩』と比較検討し、これも高麗時代の学僧が撰したとい

う新説を提示した。また『夾注名賢十抄詩』の成立時期は『樊川文集夾注』にやや後れ、一二〇〇年代後半から一三〇〇年代前半であると論じ、一三三七年版が初刻であった可能性を指摘し、近年になって存在が確認された本書の研究の基礎をなした。附章「『夾注名賢十抄詩』中の「梁山伯祝英臺傳」と「梁祝故事」説唱作品との關聯」は、『夾注名賢十抄詩』引用の「梁山伯祝英台伝」の内容を後世の説唱作品と比較し、「梁祝故事」文芸作品の先蹤というべき貴重な作品であることを考察したものである。

第四章は、宋代の詩話書のうち重要な『韻語陽秋』の諸伝本の系統を解明する「『韻語陽秋』の傳本について」である。内閣文庫所蔵の林羅山旧蔵写本が通行本の誤りを正すだけでなく、近時影印の宋版の補正も行える重要な一本であることを発見した。そして、この本にのみ存在する撰者の伝記資料があり、それには官界追放処分のまま死去したことが見え、本書が晩年の逆境の中で撰述されたという新事実を明らかにした。

第五章「本邦傳來の宋版『錦繡萬花谷』」は、南宋に編せられた資料性の高い類書『錦繡萬花谷』の書誌研究である。本書宋版の日本現存本の悉皆調査に加え、影宋本や新出宋版、明版も考察して本書の系統を解明し、書店による増修が加えられ出版を重ねる複雑な南宋時代の坊刻類書の形態を本書も反映していることを指摘した。

第六章は、「和刻本の『文選』について――版本から見た江戸・明治期『文選』の受容――」である。我が国で古代より読み継がれてきた『文選』は、江戸時代になっても影響力を失うことはなかった。出版文化が本格化した江戸期においては、『文選』も様々に出版され、受容のさらなる広がりと深化を見せた。本章は詳細な書誌調査を基に、江戸時代から明治時代に及ぶ『文選』刊刻の歴史から受容の実態を明らかにしようとした。本邦初の版本『文選』となった古活字の直江版『文選』から説き起こし、三條西公條による高辻章長加点本の転録本を受け継ぐ書き入れ本には唐代文選学の資料を遺存するという重要性を指摘した。また、この訓点が和刻本『六臣註文選』に継承された可能性があると言及する。和刻本『六臣註文選』は従来、慶安版が初刻とされてきたが、論者によって、それに先立つ版本が発見されている。『延喜刊本文選』が西村兼文による偽刻本であることは識者の知るところであったが、本論文はその底本を元禄版『評苑文選傍訓大全』であることを明らかにした。末尾に「江戸・明治期『文選』版本目録」と諸本の書影を附録する。

論文審査の結果の要旨

1、論文の審査は、二〇〇七年三月二日午後三時～四時三〇分、末川記念会館第二会議室において公開で行われた。（傍聴者は七名）

2、本論文に対する各審査委員の見解を総合し、以下に審査結果の要旨として記述する。

本論文は、各章すべて関連文献の博捜とその精確な解釈に基づき進められた考証の成果が示されたものである。いわば実証的研究による唐代詩人論であり、唐代文学文献論であると評し得よう。

その考証によって詩人の事跡や文献のもつ意義が数多く解明されている。いま二、三の例を挙げるならば、第一部では孟浩然の江南遊歴の重要目的が仕官運動と結びついていたという事実、また王昌齢に関し、中国の学界で通説となっている西域従軍の可能性は考え難いとの指摘。これらは主に作品の丹念な分析によって導かれた妥当な結論となっている。特に第二部の白居易の杭州転出が左遷であったという論考は、白居易詩だけに論拠を求めるだけでなく、唐代史研究の成果を吸収し、さらに独自の史料考証を加えてなされたものであり、論者の実証研究の方法が遺憾なく発揮され、読む者を説得せずには措かない。

第三部においては、日本現存の元版『分類補註李太白詩』とその系統本、明版諸本の詳細な調査と内容分析の結果、通行本が刪節の加わった版本であることが明らかになり、日中学界の誤った認識が正された。また『補註』に加えられた蕭士贇の感慨を抽出し、併せて父の資料を読み解き、本書が元朝初期に生きた漢族知識人の典型的な撰著であることを明確にした。本論文は、緻密な考証によって元版『分類補註李太白詩』の重要性が李白詩解釈という文学の領域に止まらず、元史を考察する上にも及ぶことを解明しており、内容に深さと広がりを備えた論考と高く評価できる。なお第二章初出論文は、平成三年度日本中国学会賞受賞論文であり、またこれと第一章論文は、中国の学界でも注目され翻訳が夙に行われており（「河北大学学報」一九九三年第二期・「中国李白研究」一九九三年号）、内外に論者の名を知らしめた。このほか第三部では陽明文庫所蔵の朝鮮本『夾注名賢十抄詩』の資料性を発見し、本書成立や引用逸文に考証を加えた第三章も学界注目の研究であり、その成果は査屏球整理『夾注名賢十抄詩』（二〇〇五年、上海古籍出版社）に採り入れられ、近く韓国訳も出される。

次に本論文は、詩人の伝記研究を通し、その文学的特質を究明する点に優れた成果を上げている。第一部の孟浩然研究では、呉越の旅行が仕官運動と関連していたことや張九齢の中央政界復帰への期待に出仕の願望が強く示されていることを明確にし、孟浩然は世俗から遠ざかって山水田園の間に過ごした隠逸詩人と見られがちであるが、決してそうではなく、仕官への思いと脱俗の心という両極に揺れ動きつつ、生涯を送ったと論じ、従来の詩人像を一変させた。また韋応物の伝記研究においては、従来、静寂枯淡の「清」なる境地をうたう山水詩人という特色ばかりが強調されていたが、論者は「良吏」の使命を全うしようと生きた官人としての韋応物像を新たに描きあげ、彼が繰り返し詠じた「清」境が中唐前半の混濁する世情に対峙する精神的支柱であったと論じた。この見解は、綿密な伝記考証に裏打ちされているだけに極めて説得力をもち、かつ独創性に富むと評価してよい。第二部の白居易研究では、白居易の文学理論を記す「与元九書」に示された概念と前半生の事跡とを関連づけ、白詩に大きな位置を占める「閑適詩」は、窮境を克服しようとした高い精神性を詩にうたいあげた作品であると論ずる。白居易の窮境意識を座標軸に据えて「閑適詩」の本質を探る論者の解釈は白居易文学研究に新たな一面を拓いたといえる。この解釈は、窮境意識が衰え、これに反して喜びを享受する境遇に包まれてゆく白居易後半生の人生と文学を考える上にも極めて示唆深い。

本論文の特色として第三に注目すべきは、文学研究に文献学的方法が有効に活用され、また文献学研究において文学的視点が注がれているという文学研究・文献学研究の双方向性を備える点にある。その例としては、第一部で孟浩然詩の底本に用いた孟集最古の宋蜀刊本の本文批判を通して王維との交流を考察し、また敦煌本の『唐人選唐詩』を用いて洛陽滞在期の足跡解明に結びつけたことが挙げられる。また第二部では、白居易作品に金澤文庫本や旧鈔本系書き入れ那波本、古鈔本『管見抄』などを自在に用いて引用作品の本文を定め、また第五・六章の「醉吟先生墓誌銘」に関する考証に見られるように有力な証拠を文献学知見から得て偽作問題を解決している。さらに『管見抄』や旧鈔本系書き入れに着目し、白居易晩年の死生観についての新たな理解に進む卓論となっている。一方、第三部の文献研究においては、元版中最善の尊経閣文庫本に基づいて『分類補註李太白詩』撰述に寄せた撰者蕭士贇の心情を解き明かした第二章、林羅山旧蔵写本『韻語陽秋』を初めて取り上げて撰者の伝記に重要な一項を加えた第四章がその例として顕著である。また第三章の『夾注名賢十抄詩』の研究でも、該書の成立考証を通し、朝鮮本

『樊川文集夾注』の作者問題を解決して朝鮮人撰述であることを明らかにし、さらに『十抄詩』『夾注名賢十抄詩』所収詩と平安朝の『千載佳句』との関連に論及するなど、文学研究にも意義深い成果を示している。本論文「後記」に「文學研究と文獻學とを一體化させる研究を心懸けて來た。日本や中國に傳來する善本を用い、文獻學的考察を加えて本文批判を行い、作品の原姿を求め、作者の内奥に迫ろうと努めた。文獻學の專論では、書誌調査だけに終わらせず、對象の文獻的意義を明確にし、撰者が著書に寄せた思いまでも解明する文學的な研究を目指した。書名を『唐代の詩人と文獻研究』とした所以である」と述べるが、特に上記の諸篇は、その意図をよく表わしていよう。

本論文は、上記のごとく優れた成果を多く示しているが、一、二の瑕瑾を指摘しておきたい。その一つは、第一・二部の詩人研究において、詩に詠ぜられたことがらをそのまま真実と理解し、事跡究明の論拠にする傾向が強いという印象が残る点である。詩の解釈を証左とし、そこから得られた事跡を通して詩人とその文学を考察するという研究方法には、一定の限界がある。詩に詠われたことは詩人の魂の所産というべき場合もあり、事実として受け入れるには、より一層の慎重を期さねばならない。また第二部は、白居易の壮年期以降の生涯を主に論じ、さらには死後の文学的影響にまで論及する内容となっているが、詩人後半生の伝記研究として論ずべき蘇州刺史・長安時代について研究が及ばなかったのを甚だ遺憾とする。将来これらの時代に加え、青少年期の白居易に関する論考もなされ、論者の白居易研究が大成することを期待したい。以上、三人の審査委員の見解に基づいて合議した結果、本論文は、独創性と学術的価値に富む高い水準を備えた内容を示しており、博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判定する。

試験または学力確認の結果の要旨

審査請求者は、一九八五年三月、立命館大学大学院文学研究科東洋文学思想専攻博士課程後期課程を単位取得満期退学後、八六年四月本学文学部非常勤講師となり、八九年九月に就実女子大学文学部講師に就任、九二年四月同助教授、九八年四月同教授を経て、二〇〇〇年四月本学文学部教授に就任、現在に至る。

芳村氏は中国で開かれる国際学会に度々参加して中国語で研究成果を発表しており、また今回、英文による論文要旨も添付されており、二か国語の運用能力があると判定し、試問の全部を免除した。

学位請求論文の内容とあわせ、総合的に判断して、本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。